

天竜川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	● 詳細な場所ごとの河川環境の整備と保全（動植物の生息・生育・繁殖地の保全・再生） 諏訪湖においては、ワカサギ、フナ等の産卵、生息等に適した湖岸の植生の保全・再生に努める。 上流部においては、ツツザキヤマジノギクやカワラニガナ等の生育・繁殖地となる砂礫河原、アユやウグイなどの生息する砂礫床の瀬淵、スナヤツメやダルマガエルの生息・繁殖するたまりや湧水及びヤマセミ等が利用する河畔林の保全・再生に努める。 中流部においては、ヤマセミやオシドリが利用するダム湖と河畔林の一体となった環境とアマゴやカジカガエルが生息・繁殖する溪流環境の保全に努める。 下流部においては、コアジサシが営巣する砂礫河原、アユの産卵床となる砂礫床の瀬、ムササビ等が生息・繁殖する河畔林、ミヤマシジミ等が好む水辺の植生、メダカ等が生息・繁殖する支流合流部、タコノアシ、カワヂシャ、カヤネズミ等が生育・生息・繁殖している湿地とヨシ原の保全・再生に努める。 上流部においてはアレチウリやハリエンジュ等の外来種が繁茂しており、在来種への影響が懸念されることから、関係機関、地域住民と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 20 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	長野県：茅野市・岡谷市・諏訪市・塩尻市・伊那市・駒ヶ根市・飯田市・下諏訪町・富士見町・辰野町・箕輪町・飯島町・松川町・高森町・阿南町・原村・南箕輪村・中村村・宮田村・喬木村・豊丘村・大鹿村・清内路村・阿智村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・平谷村・根羽村 愛知県：新城市・設楽町・東栄町・豊根村 静岡県：浜松市・磐田市・川根本町・森町	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のうち河川環境の整備と保全として以下の内容を定めている。	
	● 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ・河川環境の整備と保全（動植物の生息・生育・繁殖地の保全・再生） 多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、砂礫河原、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全・再生に努める。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/kasen_seibi/houshin.html ） ☐ 参考文献	

豊川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	● 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（河川環境の整備と保全） 河川及び流域の自然環境等について今後とも調査を行い、上流部の山間渓谷の散策・釣り等で親しまれている良好な景観・清流を保全するとともに、鳥類や魚類等にとっても良好な生息場所を提供している中下流部の高水敷の樹林群を治水面にも配慮しつつ、適正に保全する等多様な動植物の生息・生息環境及び良好な景観の確保・保全を図る。また、自然環境との調和に配慮しつつ、多様なレクリエーション・身近な環境教育の場として、あるいは人々の触れ合い・やすらぎの空間や都市域における豊かな自然環境を有する空間として、活用・保全に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 11 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	愛知県：豊橋市・豊川市・新城市・田原市・蒲郡市・設楽町・小坂井町 静岡県：湖西市	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として以下の内容を定めている。	
	● 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 流域の現状を踏まえ、健康で豊かな生活環境と美しい自然環境の調和した安全で個性を育む活力ある社会の実現を河川整備の目標として、流域全体はもとより東三河地域全体や静岡県浜名湖西部地域及び隣接する天竜川水系も視野に入れた施策を展開するとともに、地域の独自性を活かした個性ある河川整備を行うため、関係機関、地域住民等との連携を強化する。また、河川のも多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。さらに、情報の公開・提供を促進し、関係機関や地域住民との双方向のコミュニケーションの確立を図る。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/jigyou/toyogawa/kihon-houshin/index.html ） ☐ 参考文献	

豊川水系河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備の基本的な考え方 (河川環境の整備と保全に関する事項) ① 渇水時などに水涸れ状態となっている区間を含め、水系全体を通して良好な生態系が育まれるよう、主要な取水地点下流における河川流量の確保を図る。 ② 良好な生態系を育み、かつ広い水面と相まった良好な景観を醸し出す河道内樹林群については、治水上支障のない範囲で適正に保全する。なお、治水対策上必要となる河道内樹林の伐採に際しては、特に潜在自然植生に留意しつつその機能を極力損なわないよう必要最小限に止める。 ③ 治水対策上必要となる河道掘削に際しては、砂州、瀬、淵並びに水際植生に与える影響が極力少なくなるように配慮する。 ④ ダム建設に伴い、環境に与える影響に対しては、環境影響評価法の手続きに従って調査及び予測評価し、工事による直接的な影響だけでなく、周辺環境への影響も含め、環境に与える影響の回避、低減または代償のための措置を行う。 ⑤ コンクリート張護岸などにより河川環境が損なわれている豊川放水路については、水際植生の植栽等により良好な河川環境の形成に努める。 ⑥ 河川空間については、沿岸住民の身近な空間や、河川住民とのふれあいの場、身近な環境教育・学習の場としての整備と保全を図る。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成13年度（平成18年度一部変更）	
策定主体	国土交通省	
対象区域	愛知県：豊橋市・豊川市・新城市・設楽町・小坂井町・蒲郡市・田原市 静岡県：湖西市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標の1つとして以下の内容を定め、計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川環境の整備と保全に関する事項 にしたがった環境配慮が行われている河川工事 霞堤対策・河道改修及び河川環境の整備と保全・内水対策・耐震対策・豊川流況総合改善事業・設楽ダムの建設
	●河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境の整備と保全に関する目標の設定にあたっては、流水の正常な機能の維持に関する目標を踏まえつつ、豊川における動植物の保護、漁業、観光、景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全に配慮する必要がある。特に、豊川の特徴である河道内の樹林群の保全や全国的にも極めて良質な水質の保全に配慮する必要がある。このため、渇水時などにおいて大野頭首工（直下流）地点で水涸れ状態となり、生物の生息環境が分断されている区間の河川流量を増加し、河川環境の回復などに努めるものとする。 また、豊川の特徴である河道内の樹林群並びに砂州や瀬、淵などの河道形態は、良好な水質と相まって良好な生物の生息・生育環境を育むとともに、水と緑の織りなす豊かな自然環境を形成しているため、これらの河川環境の適正な保全に努める。 なお、一部でコンクリート張護岸などにより良好な河川環境が損なわれている箇所や直線的な人工河川である豊川放水路等については、良好な河川環境の復元や形成に努める。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/jigyou/toyogawa/seibi-keikaku/index.html ） ☐ 参考文献	

矢作川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（河川環境の整備と保全） ・動植物の生息地、生育地の保全 砂州が卓越する河川としての特徴を踏まえて、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。アユ等の回遊性魚類については、生息・生育環境の縦断的な連続性の確保を図る。 また、淵に隣接し魚類等に良好な生息環境をもたらす機能や、堤内地と連続して鳥類の移動経路となる機能を持った河道内の樹林については、治水との整合性を図りつつ保全に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成18年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	愛知県：安城市・岡崎市・豊田市・西尾市・碧南市・新城市・一色町・吉良町・幸田町・設楽町 岐阜県：瑞浪市・恵那市 長野県：根羽村・平谷村	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として、以下の内容を定めている。	
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 矢作川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、矢作川の自然豊かな環境と白い砂礫地が卓越した砂河川らしい河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、流域の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	■URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/jigyou/yahagigawa/kihon-houshin/index.html ） ☐ 参考文献	

庄内川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（河川環境の整備と保全） ・動植物の生息地、生育地の保全 渡り鳥の中継地として重要なラムサール条約湿地である河口干潟や小動物や鳥類の生息場所となっている下流部のヨシ原については、治水面との調和を図りつつ、可能な限り保全に努める。さらに、中流部では、オイカワ等の産卵場となっている瀬と淵や河畔林、イカルチドリなどの生息場となっている砂礫地等の保全に努めるとともに、水際推移帯の確保に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 17 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	愛知県：名古屋市・一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・清須市・長久手町・豊山町・大口町・扶桑町・西春町・春日町・甚目寺町・大治町・師勝町 岐阜県：多治見市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として以下の内容を定めている。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 庄内川水系では、洪水から人命、財産を守り、住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図る。また、都市河川でありながら残されている自然豊かな環境と河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地元住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等流域の状況、砂防、治水工事の実施状況、水害発生の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）流域の文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済状況の発展に即応するよう、中部圏開発整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業及び下水道事業との関連事業並びに既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるためにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/body/seibi_h.html ） ☐ 参考文献	

庄内川水系河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備の基本的な考え方（河川環境の整備と保全） ・動植物の生息地、生育地の保全 河川環境の整備と保全に関しては、河川環境や利用実態等を踏まえ、多様なニーズに応えつつ、地域と一体となって、良好な自然環境の保全及び適正な河川利用を進める。また、良好な河川環境が失われた箇所では、河川環境の回復、形成に努めていく。さらに、沿川の地域資源や庄内川の河川環境を利用し、関係機関や地域住民との協力により、人と川との関係の再構築に努める。 水質については、関係機関との連携、調整及び地域住民等との連携を図りながら、親水意識の高まりに見合った水質の改善に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	愛知県：名古屋市・一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・清須市・長久手町・豊山町・大口町・扶桑町・西春町・春日町・甚目寺町・大治町・師勝町 岐阜県：多治見市・瑞浪市・恵那市・土岐市・可児市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川環境の整備と保全に関する目標について以下の内容を定め、計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 良好な自然環境の保全、再生 ●自然再生 庄内川（万場地区環境整備：ヨシ原の湿地再生） 庄内川（志段味地区環境整備：湿性草地、流路等の湿地の再生） ●連続性の確保、外来生物の防除等 ●良好な自然環境の保全 庄内川（干潟の保全：河口干潟） 庄内川（塩性湿地のヨシ原の保全：河口付近のヨシ原） 庄内川（瀬淵、砂礫地、湿性草地、河畔林等が分布する良好な河川環境の保全：竜泉寺下流付近・内津川合流付近・吉根橋上流付近・野添川合流付近・東谷橋付近） 庄内川（溪谷環境の保全：玉野溪谷） 土岐川（溪谷環境の保全：虎溪山永保寺付近）
	●河川環境の整備と保全に関する目標 ①人と河川との豊かなふれあいの確保 地域と連携しながら、自然観察や環境学習の場等を確保し、河川空間利用の一層の促進を図り、水辺や自然と触れ合うことができる川を目指します。 ②良好な自然環境の保全、再生 治水、河川利用との調和を図りながら、河道内の緑や水辺空間の保全と再生を行い、流域の生態系の幹としての連続性の確保に努め、多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川を目指す。 ③良好な景観の維持、形成 沿川の地域計画との調整を図りながら、都市及び都市近郊におけるオアシス空間として良好な河川景観のある川を目指す。 ④水質の保全 水質の保全を図りつつ、動植物の保護、親水活動の活性化を目指して、関係機関、住民等と連携、調整を図りながら水質改善に努める。また、水質浄化技術や流出負荷の抑制対策、新たな水質指標等の調査研究を推進するとともに、水環境に配慮した暮らし方等、流域住民への啓発等を行うことを目標とする。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/body/kasenseibi-plan/index.html ） ☐ 参考文献	

木曽川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（河川環境の整備と保全） ・動植物の生息地、生育地の保全 多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努めるとともに、関係機関と連携して、外来種の移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	長野県：上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村・木曽町 岐阜県：岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・関市・中津川市・美濃市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市・本巣市・郡上市・下呂市・海津市・岐南町・笠松町・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町・北方町・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町 愛知県：名古屋市・一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・愛西市・弥富市・扶桑町・七宝町・美和町・蟹江町・飛島村 三重県：桑名市・いなべ市・木曽岬町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針について以下の内容を定めている。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 木曽川水系は、中京圏の産業・人口・資産が集積する濃尾平野を貫流する極めて重要な河川であるため、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。さらに、中京圏の社会経済活動を支える都市用水や農業用水等を安定的に供給し、河川の総合的な保全を図るために、広域的、効果的な流域ネットワークの構築を図る。また、木曽三川の豊かな自然環境と歴史ある河川景観を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業との関連工事及び既存の水利施設等の機能に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.kisosansen-plan.jp/ ） ☐ 参考文献	

木曽川水系河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全 河川環境の整備と保全については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした環境の再生に努めるため、多自然川づくり、自然再生事業及び魚がすみやすい川づくりを一体的に実施する。 河川整備においては、多自然川づくりに取り組むものとし、良好な自然環境の保全に努め、河川環境に影響を与える場合には、施工形状、工法の工夫や代償措置等により影響の低減を図るとともに、ワンド等の水際湿地や砂礫河原等の再生に努める。 自然再生事業については、希少種などの生息・生育・繁殖環境について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリング調査を行いながら、樹林化の進行や外来生物の侵入などにより悪化した箇所について、環境の悪化状況や生物の生息・生育・繁殖状況等の重要度により優先度を設定し、保全・再生に努めるものとする。また、魚がすみやすい川づくりのため、魚類等の移動の障害となっている床固、堰について関係機関と調整を図り、魚道の設置、改善等を推進する。 保全・再生したワンド等の水際湿地や砂礫河原等については、定期的なモニタリングを行い、必要に応じて再度対策を講じるなど適切に管理する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	長野県：上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村・木曽町 岐阜県：岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・関市・中津川市・美濃市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市・本巣市・郡上市・下呂市・海津市・岐南町・笠松町・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町・北方町・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村・御嵩町 愛知県：名古屋市・一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・愛西市・弥富市・扶桑町・七宝町・美和町・蟹江町・飛島村 三重県：桑名市・いなべ市・木曽岬町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川環境の整備と保全に関する目標について以下の内容を定め、計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川環境の整備と保全に係る施工の種類 木曽川（砂礫河原の再生・ワンド等の水際湿地の再生・外来生物対策・ヨシ原の再生・干潟の再生・トンボ池の湿地環境の再生・南派川の流水環境の確保） 長良川（砂礫河原の再生・ワンド等の水際湿地の再生ヨシ原の再生・干潟の再生・支川の緩流域環境の再生） 揖斐川（砂礫河原の再生・ワンド等の水際湿地の再生・連続性の確保・ヨシ原の再生・干潟の再生・支川の緩流域環境の再生）
	●河川環境の整備と保全に関する目標 河川環境の整備と保全に関しては、木曽川水系として、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曽三川らしい河川環境を目指すものとする。 木曽川については、雄大な木曽川らしい多様で変化に富む自然環境および、木曽川を特徴づける動植物が今後も生息・生育できる自然環境を保全・再生することを目標とする。 清流である長良川は、1300 年の歴史を持つ鵜飼いが営まれ、水浴場として利用されるなど、川と人との関わりが深い河川であり、その前提となる良好な自然環境を保全・再生することを目指す。 揖斐川については、揖斐川特有の豊かな湧水・水際環境を保全・再生するとともに、床固や堰などの構造物や渇水時の瀬切れ等により失われている連続性を回復し、生物のすみやすい河川環境を保全・再生することを目指す。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.kisosansen-plan.jp/ ） ☐ 参考文献	

鈴鹿川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （河川環境の整備と保全） ・動植物の生息・生育・繁殖地の保全について 自然植生が繁茂する河畔林や砂州、河口部の干潟等の鈴鹿川の特徴を踏まえるとともに、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。 上流部では、野登山のブナ林に代表される貴重な天然林を保全するとともに、ニホンカモシカやキリシマドリシジミ、モリアオガエルが生息・繁殖する自然環境や、アマゴ、ヒダサンショウウオ等が生息・繁殖する溪流環境といった良好な河川環境の保全に努める。 中流部では、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている砂州や自然河岸を保全するとともに、アカザやヨシノボリ類等が生息・繁殖する瀬や淵の保全に努める。 下流部では、スナヤツメ等、多様な魚類が生息・繁殖する瀬や淵の保全に努める。多くの鳥類や小動物の生息・生育・繁殖の場となっている河道内の樹木については、治水との整合を図りつつ保全に努める。 河口部では、ゴカイ等が生息・繁殖し、それらを餌とするシギ、チドリ類の渡り鳥の中継地となっている干潟において、河道整備を行うにあたって多様な環境を確保できるよう配慮する。また、オオヨシキリやアシハラガニが生息・繁殖するとともに、アイアシやシオクグ、ヨシなどが繁茂する塩性湿地の保全に努める。 また、支川安楽川をはじめ本川、支川の河床材料特性を踏まえながら、ネコギギ等が生息・繁殖する瀬や淵の保全に努める。 外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 20 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	三重県：四日市市・鈴鹿市・亀山市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。河川の総合的な保全と利用に関する基本方針については以下の内容を定めている。	
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 鈴鹿川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、石水溪や小岐須溪谷といった上流部の溪流環境や河口部の干潟などに代表される自然豊かな環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参 照	☒ URL（http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/suzuka_index.html） ☐ 参考文献	

雲出川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （河川環境の整備と保全） ・動植物の生息地・生育地の保全について 自然植生が繁茂する広い高水敷や河口部に干潟を持つ雲出川の特徴をふまえ、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。 また、関係機関と調整しながら、魚道等の整備を図り、縦断的な生息環境の確保に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 18 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	三重県：津市・松阪市 奈良県：御杖村	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。	
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。河川の総合的な保全と利用に関する基本方針について以下の内容を定めている。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 雲出川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、奥一志峡に代表される自然豊かな環境を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、流域の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/kumozu_index.html） ☐ 参考文献	

【計画の概要】			【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他		●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（河川環境の整備と保全に関して） 流域の生態系、水環境の調査を行い、良好な自然環境と河川景観を流域の人々のかけがえのない財産として次世代に引き継げるよう保全、復元に努める。また、優れた景観や多様な生物に対して良好な生息・生育場所を提供している河道内樹木群、点在する頭首工による連続した湛水面及び河口の干潟について、治水面に配慮しつつ適正に保全、整備を図る川づくりを推進する。 特にオオダイガハラサンショウウオやネコギギ、天然アユを始めとする多様な動植物が生息・生育する良好な河川環境の整備と保全を図る。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）		
策定年度	平成 15 年度		
策定主体	国土交通省		
対象区域	三重県：松阪市・明和町・多気町		【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。		
概 要	河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。河川の総合的な保全と利用に関する基本方針については、以下の内容を定めている。		
	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 檜田川流域では、洪水から貴重な生命、財産を守るとともに、各種用水の質、量とも安定した供給を図り、安心して暮らせる社会基盤の形成を図る。また、香肌峡に代表される自然豊かな環境を保全し後世に継承するとともに、地域の個性と活力、歴史、文化が実感できる川づくりを目指すため関係機関や地域住民との連携を強化する。さらに、河川の多様性を意識しつつ治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考えのもとに、河川整備の現状、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史文化並びに河川環境の保全、復元を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢との調和や、中部圏開発整備計画、近畿圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した基本方針に基づき、段階的な目標を明確にして整備を進めることによって、河川の総合的な保全と利用を図る。		
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民		
参 照	☒ URL (http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/kushida_index.html) ☐ 参考文献		

【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備の基本的考え方（河川環境の整備と保全） 河川空間の適正な利用については、豊かな自然環境や地域の風土・文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる櫛田川を目指し、多様なレクリエーションや身近な環境教育の場として活用、保全に努める。 河道内の樹木群や頭首工による湛水面、瀬・淵など、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育の場を提供しており、それらを保全するため、河川水辺の国勢調査などの継続的なモニタリング調査による環境の変化の把握、魚類の遡上環境改善のための頭首工の管理者への働きかけ、祓川の河川環境保全への対策、蓮ダム貯水池の水質保全対策を実施する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 17 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	三重県：松阪市・明和町・多気町	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川整備河川環境の整備と保全に関する事項（良好な環境の保全） ① 河川の縦断的連続性の確保 頭首工については、魚類の遡上環境を改善するため頭首工の管理者と連携し、魚道の改築などを図る。 ② 祓川の河川環境の保全 自流のほとんどない祓川は、櫛田川本川の洪水時に祓川水門を閉鎖することにより、一部区間が水枯れとなり、魚類のへい死が生じている。この状況を改善するため、洪水時の水量補給や水面確保などの対策が考えられるが、今後、祓川の管理者である三重県と連携し魚類の生息環境を保全するため、必要な調査・検討を行い対策を実施する。
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川環境の整備と保全に関する目標（河川環境）について以下の内容を定め計画を策定している。	
	●河川環境の整備と保全に関する目標（河川環境） 河川環境の整備と保全に関しては、流水の正常な機能の維持に関する目標を踏まえつつ瀬・淵や河口部の干潟の保全、河道内の樹木群の適正な管理を行い、櫛田川における動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持などといった河川環境の保全を目指す。 河道内の樹木群や頭首工による湛水面、瀬・淵などの河道形態は、良好な動植物の生息・生育環境を提供し、また、それ自体が豊かな自然環境や景観を形成していることから、地域住民と連携しながら良好な河道形態の整備と保全を目指す。 また、祓川は本川の洪水時に祓川沿川の洪水被害を防止するため、祓川水門を閉鎖しているが、祓川は自流がほとんど無いため、上流部は一部区間が水枯れとなり、魚類が生息できない状況が見られることから、魚類の生息環境の改善を図る。蓮ダムでは、貯水池での淡水赤潮の発生をできるだけ抑制し、貯水池の水質保全に努めるとともに、ダム下流における出水後の濁水の長期化現象の軽減を図る。さらに、櫛田川における山から海までの連続性に配慮して、水量・水質、地域のつながり等の視点から、河川と地域住民とのふれあい、住民参加による川づくりを推進する。	
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL (http://www.mdrc.go.jp/mie/jigyo/kasen/seikei/torikumi/kushidagawa/index.html) ☐ 参考文献	

宮川水系河川整備基本方針		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （河川環境の整備と保全に関して） これまでの流域の人々と宮川との関わりや伊勢神宮との歴史的・文化的なつながりを考慮しつつ、我が国屈指の清流である宮川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。 動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、自然植生が繁茂する河畔林や砂州、河口部の干潟等の宮川の特徴を踏まえ、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努めるとともに、関係機関と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	国土交通省	
対象区域	三重県：伊勢市・大台町・多気町・大紀町・度会町・玉城町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定めるもの。 河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針については、以下の内容を定めている。	
概 要	●河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 宮川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、大杉谷に代表される自然豊かな環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。 このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
連携機関	国・県・流域市町村・流域住民	
参 照	☒ URL（ http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/miya_index.html ） ☐ 参考文献	

天竜川水系 諏訪圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全に関する事項 河川環境については、瀬や淵の保全、河岸や水際の緑化等に関する調査・研究を進め、積極的に多自然工法を取り入れることにより、動植物の良好な生息、生育環境の保全・復元に努める。さらに魚類、鳥類、両生類の産卵期に配慮して工事を実施する等により、工事に伴う影響を極力減らすよう努める。 また、護岸に親水性を持たせ、人が川により親しむことのできる環境の整備に努める。特に空間利用が盛んな諏訪湖においては、親水性の向上に配慮し、湖岸の整備並びに水質の向上を図る。また、河川空間が利用されている箇所では、河川内への行き来を考慮した施設を適当な間隔で設置し、親水性の向上を図る。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 16 年度	
策定主体	長野県	
対象区域	長野県：岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、天竜川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項については以下の内容を定め、計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
	●河川整備計画の目標に関する事項 諏訪圏域の河川の整備にあたっては、河川改修、砂防事業の現状、水害発生の状況、河川の利用の現況、河川環境の保全を考慮し、第4期諏訪湖湖沼水質保全計画、第3次長野県水環境保全総合計画、長野県環境基本計画等との整合を図り、まちづくりや土地改良事業等と一体となった河川整備を行うものとする。また、諏訪湖については、諏訪湖水辺整備マスタープラン等に基づき、親水性に配慮した湖の環境の向上対策を推進することとする。	
連携機関	関係市町村・地域住民・企業	
参 照	☒ URL（ http://www.pref.nagano.jp/doboku/kasen/keikaku/suwa/suwakasenseibi.htm ） ☐ 参考文献	

CK15	
一級河川木曽川水系木曽川上流圏域河川整備計画	
【計画の概要】	
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成12年度
策定主体	岐阜県
対象区域	岐阜県：中津川市・恵那市・可児市・八百津町・御嵩町
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献

CK－16	
一級河川木曽川水系飛騨川圏域河川整備計画	
【計画の概要】	
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成12年度
策定主体	岐阜県
対象区域	岐阜県：下呂市・川辺町・高山市
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/honbun/hida/hida.htm ） ☐ 参考文献

一級河川木曽川水系津屋川圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備計画の目標に関する事項 河川環境の整備と保全については、津屋川における自然環境の現状から水域と陸域の連続性、湧水池、湧水～津屋川までの細流、河畔林、水生植物の繁茂する穏やかな流れといった場所について保全及び復元していくことを目標とする。また、水生生物などの生息・生育環境のために、水質も下水道部局との連携を図りながら現状の水質を維持することを目標とする。 尚、景観、重要文化財、観光資源の整備と保全については、津屋地区（7.65～8.7k）における日本の原風景的な景観や現況河道を保全し、また、地域住民及び南濃町、養老町の意向の反映に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成12年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	岐阜県：海津市・養老町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川木曽川水系牧田川圏域（相川、大谷川、泥川）河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備計画の目標に関する事項 現在の河川が有している豊かな河川環境については、洪水流下の阻害となる河道内の樹木等の伐採を実施する際、必要に応じて地域住民や有識者等の意見を聞くなど維持・保全に努める。また、堤防整備にあたっては、表面を現地土で覆土し、在来土による植生の復元に努める。 河川の水質については、関係機関や地域住民と連携を図りながら維持に努める。 河川空間が地域住民に潤いある生活を与え、子供達への教育の場、遊びの場として利用されることから、親水性に配慮した整備を行う。また、近年、問題となっている河川へのゴミの不法投棄については、地域住民と協働して除草等含め、監視体制の強化を図る。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成15年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	岐阜県：大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・池田町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね20～30年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川木曽川水系犀川圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備計画の目標に関する事項 現在の河川が有している豊かな河川環境については、現況河道の改変を最小限に抑えるとともに、貴重な瀬、淵、中州等の保全や再生に努める。河川改修の実施の際には、事前に魚介類の生息調査等を行い、これらの結果を踏まえ環境への影響に十分配慮した工事内容とし、生物の生息環境の保全や再生に努める。 五六川の牛牧樋門には、貴重な歴史的価値が認められていることから、改築にあたり現在の施設の保存方策等について関係機関と検討する。 河川の水質については、特にD類型に指定されている糸貫川の水質の向上を、また、その他の河川についても一層の向上に努めるよう、関係機関や地域住民等と連携を図り検討する。 河川空間が、地域住民に潤いのある生活を与え、子供達への教育の場、遊びの場として利用されることから、親水性に配慮した整備を行う。また、近年問題となっている河川へのゴミの不法投棄対策として、地域住民と協働した除草活動等を含め、監視体制の強化を図る。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 16 年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	瑞穂市・本巣市・岐阜市・北方町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね 20～30 年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川木曽川水系伊自良川圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備計画の目標に関する事項 現在の河川が有している豊かな河川環境を維持すべく、現況河道の改変を最小限に抑えるとともに、貴重な瀬、淵、中州等の保全や再生に努める。また、水生生物の産卵行動等にとって重要となる河川と沿川の水田等の連続性についても考慮していく。 そのため、河川改修の実施に先立ち、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を踏まえ希少な動植物をはじめとする生物の生息生育環境の保全や再生に努める。 河川の水質については、関係機関や地域住民等の協力の下、保全や維持等に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 17 年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	岐阜市・山県市・本巣市・北方町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね 20～30 年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川木曽川水系長良川圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全に関する事項 現在の河川が有している豊かな河川環境を維持すべく、現況河道の改変を最小限に抑えるとともに、貴重な瀬・淵・中州ならびに高水敷に展開する自然環境の保全に努める。やむを得ず大きく改変する場合には、動植物の生息、生育環境にできるだけ配慮する。 そのため、河川改修の実施に先立ち、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を踏まえ希少な動植物をはじめとする生物の生息生育環境の保全や再生に努める。 河川の水質については、関係機関や地域住民等の協力の下、保全や維持等に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 18 年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	岐阜県：郡上市・山県市・美濃市・関市・美濃加茂市・岐阜市・富加町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね 20～30 年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川木曽川水系長良川上流圏域（曽部地川）河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全に関する事項 曽部地川の下流部では、川沿いに家屋が密集している区間が長良川との合流点から約2km 続いており、河岸は左右岸ともにコンクリートや練り石で固められ、自然環境に乏しい状況となっている。曽部地川の河川環境の整備にあたっては、河川改修により河道状況が大きく変わることを機に、魚類の生息に配慮するため、低水路に落差とみお筋を確保して、水深と水面幅を維持していく。また、水際や河床の自由度を確保して、自然の復元力により川自身が蛇行し、瀬や淵を形作ることが出来るよう配慮していく。そして、現況河道に設置されている落差工には魚道を設置するなどして魚類の生息にも配慮していく。 また、人々への安らぎを与え親しまれる河川空間を目指して、住民の憩いの場となる川づくりを目指す。 河川環境の保全・再生は、流域全体での取り組みが重要となることから、動植物の生息環境の保全、水質の保全などについても関係機関や流域住民に働きかけていく。また、ホテルに対しても関係機関や地域住民と連携を図りながら、生息環境に配慮する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	岐阜県	
対象区域	岐阜県：郡上市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な河川整備計画を定めるもの	
概 要	河川整備計画は、木曽川水系河川整備基本方針に即し定められ、概ね 20～30 年間の具体的な整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備計画の目標に関する事項 ・計画対象区間及び計画対象期間 ・洪水による災害の防止または軽減に関する事項 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ・河川環境の整備と保全に関する事項	
連携機関	関係市町村・関係機関・地域住民等	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
参 照	☒ URL（ http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11652/project/river_maintenance_plan/plan/main.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川天竜水系一雲済川（天竜川下流中遠ブロック）河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川整備の目標に関する事項 （河川環境の整備と保全に関する目標） 一雲済川の河川環境の整備にあたっては、現在の川が有している豊かな生態系を育む河川環境を保全・整備するため、河床を掘削する際には瀬・淵を創出するなど工夫を施して、多様な動植物が生息・生育できる川づくりを実施する。 河川環境の保全・整備は、流域全体での取り組みが重要なことから、森林の適切な管理、水質の改善対策などについて関係機関や流域住民等に働きかけていくものとする。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	静岡県	
対象区域	静岡県：磐田市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、天竜川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。	
	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川の整備の実施に関する事項 上野部川合流点付近（自然と文化ゾーン）：沿川住民（一雲済川を愛する会等）と連携しながら、ワンド・クリーク等の多様な環境の創出を図る。（ワンドの創出・クリークの形成・緩傾斜護岸の設置・置石の設置） 維持掘削：掘削は、魚類の移動等の連続性を確保し、現状のみお筋を残す等の極力自然環境に配慮して実施するものとする。	
連携機関	関係自治体・地域住民・NPO・企業等	
参 照	☒ URL （ http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/kasenplan/top.htm ） ☐ 参考文献	

天竜川水系安間川河川整備計画（天竜川下流西遠ブロック）		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全に関する目標 中流部及び上流部については、湧水のある「生きた川」としての特徴を有す区間を保全し拡大するとともに、可能な限りにおいて、多様な生物を育み自らも浄化機能を有するなど、かつての安間川の面影が感じられる河川環境を整備・保全することを目標とする。 旧天竜川西派川である下流部については、河畔林やヨシ原など現在の豊かな河川環境を今後も保全することを目標とする。 具体的には、河道改修に際して、植物や昆虫などの生育・生息と背後地との地下水のやりとりが可能な多孔質な護岸構造の採用や、流水の作用によって蛇行や瀬淵などが復元され易い河床形状等の工夫、及び水域と陸域との連続性や浄化作用のある水際構造の工夫などにより、河川環境の多様性と連続性及び多面的機能の向上を図る。また、「生きた安間川」を象徴するミクリなどの水生植物群落については、河道改修時には河床材料とともに移植するなど保全を図る。 また、水質に関しては、ミクリなどの水生植物群落が見られる良好な区間が、より広範囲にわたって確保されることを目標とする。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 16 年度	
策定主体	静岡県	
対象区域	静岡県：浜松市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	
概 要	河川整備計画は、天竜川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項のうち安間川における河川整備の基本理念）として以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●河川整備の基本理念 ・安間川を再び地域の文化・自然資源として再生する ・洪水の防止を河川整備の最優先事項にする ・流域全体の責任で水循環の仕組みづくりに取り組む ・安間川の自然再生を再生する工法を採用する ・住民との適切なパートナーシップを構築して協働による河川整備を進める	
連携機関	地域住民・流域市町村・企業等	
参 照	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川の整備の実施に関する事項 遊水地内（浜松市市野町地先）：水辺活動の場の創出。（原風景の面影を感じられる湿地環境の復元と水辺活動の場の基盤整備）	
参 照	☒ URL（ http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/kasenplan/top.htm ） ☐ 参考文献	

一級河川矢作川水系乙川圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●河川環境の整備と保全に関する目標 乙川の河川環境は、親水空間として人々に親しまれている下流域、市街地近郊に残された貴重な自然空間である中流域、大部分が山地である自然豊かな上流域とそれぞれが特徴のある河川環境を形成している。このような河川環境を踏まえた治水と調和した河川環境の整備と保全に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携した川づくりをすることを目標とする。 また、本計画策定にあたり作成した河川環境に関する情報や整備と保全の方向性を示す資料を活用し、具体の計画を河川環境管理基本計画と整合を図りつつ策定する。これらの計画を基に、上下流、本支川間の連続性を確保しながら河川工事を行うとともに、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて改善する。 ●河川環境の整備と保全に関する目標（動物の良好な生息・生育環境の保全・再生） 動植物の良好な生息・生育環境の保全・再生については、多様な動植物が生息・生育できるような河川環境の保全・再生に努める。 整備にあたっては、現存する植生や多様な水際・河床形状の保全・再生など、自然環境に与える影響を極力、回避、低減するとともに、やむを得ず改変する場合には、現状の自然環境を代償する措置を講ずるように努める。特に、国の天然記念物に指定されている「ネコギギ」の生息及び「岡崎ゲンジボタル発生地」などに影響を及ぼすことが考えられる場合は、学識経験者や関係機関と連携し保護に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度（平成 19 年度一部変更）	
策定主体	愛知県	
対象区域	愛知県：岡崎市・豊田市・幸田町	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。 河川整備計画は、矢作川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項のうち河川整備の基本理念として以下の内容を定め、計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川の整備の実施に関する事項 乙川：高水敷を掘削する場合も、生物の生息・生育場所の保全・再生に努める。エノキ林など、本来の自然植生に再生するよう努める。 伊賀川・竜泉寺川：整備にあたっては、動植物の良好な生息・生育環境へ配慮するため、水際植生の保全・再生や変化のある河床形状となるように努める。
概 要	「自然や歴史と人をつなぎ、活力とやすらぎをもたらす川づくり」～水害に対して安全であるとともに、乙川の流れを通じて、自然や歴史、文化とふれあい、地域住民が交流し、活力とやすらぎをもたらす川づくりを進めます。	
連携機関	地域住民・流域市町村	
参 照	☒ URL（http://www.aichi-river.jp/i03.htm） ☐ 参考文献	

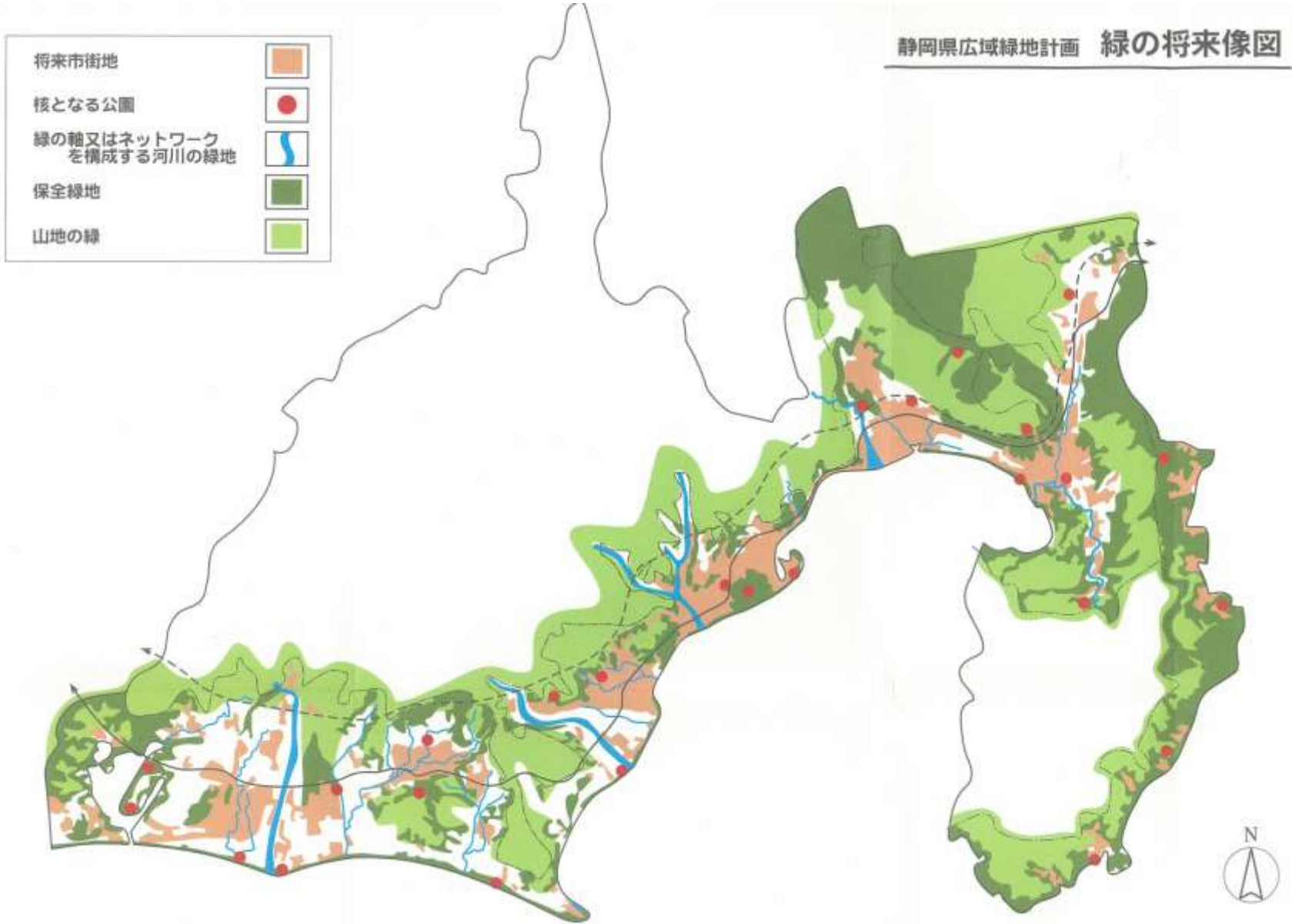
一級河川矢作川水系矢作川中流圏域河川整備計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	● 河川環境の整備と保全に関する目標（自然環境の保全と再生） 河川整備を行う場合には、現存する自然環境に与える影響を極力、回避・低減する。整備等により改変する場合においても、現状の自然環境を代償する措置を講じて、自然豊かな河川環境の保全・再生に努める。 ・現存する植生を保全するとともに、魚類等のえさ場、産卵場、避難場の確保に努める。 ・水際や堤防斜面に棲む生物の生息・生育環境の保全・再生に努める。 ・河床を掘削する際は、生物の多様性に配慮し、瀬・淵の形成を促すよう努める。 これまでに治水整備を行った河川において、河川構造物等が自然環境に支障をきたしている箇所では、自然再生の可能性や改善効果等を勘案し、自然環境の改善に努める。 ・落差工が魚類等の移動を阻害している場合、移動に配慮した構造への改善に努める。また、堰の管理者が改築する際は、連携・協議するものとする。 多自然型川づくりを行った箇所や、魚類等の移動に配慮した構造に改善した落差工においては、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて改善に努める。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 16 年度	
策定主体	愛知県	
対象区域	愛知県：豊田市・岡崎市・新城市	
目 的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●河川の整備の実施に関する事項 安永川・伊保川：河床は瀬・淵の形成を促すよう変化をもたせる。護岸は現存する生物の生息・生育に配慮した構造とする。 ●環境整備を実施する河川 多様な魚類が生息する矢作川と、支川上流の自然豊かな山地との連続性を確保することを目的とし、青木川と籠川の一連区間について、落差工を魚類等の移動に配慮した構造に改善する。
概 要	河川整備計画は、矢作川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川環境の整備と保全に関する目標については以下の内容を定め、計画を策定している。 ●河川環境の整備と保全に関する目標 河川の水辺環境は、地域ごとの固有な生物の生息・生育地としてだけでなく、山から海までをつなぐ生物の移動ルートとして重要な役割を果たしている。 河川環境の整備と保全にあたっては、生物の生息・生育環境を考慮し、川と人との関わりを創出するとともに、良好な景観の維持・形成にも努めることを目標とする。	
連携機関	地域住民・流域市町村	
参 照	☒ URL（http://www.aichi-river.jp/i02.htm） ☐ 参考文献	

一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画	
【計画の概要】	
種別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☒ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 19 年度
策定主体	愛知県
対象区域	愛知県：名古屋市・一宮市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・春日町・大口町・扶桑町・甚目寺町・大治町
目的	河川法に基づき、河川管理者が長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と方針に基づいた具体的な整備計画を定めるもの。
概要	河川整備計画は、庄内川水系河川整備基本方針に即し定められ、長期的な具体の整備内容を定めるものである。 河川整備計画の目標に関する事項のうち河川整備の基本理念として以下の内容を定め、計画を策定している。
	「まちの暮らしを支え育む、安全で安心できる川づくり」 ～幾多の水害経験を次世代に継承し、地域が連携して安全と安心をわかちあい、うるおいのある暮らしを支え育む川づくりを進めます～
連携機関	地域住民・流域市町
参 照	☒ URL（ http://www.aichi-river.jp/i10-R1.htm ） ☐ 参考文献

遠州灘沿岸海岸保全基本計画	
【計画の概要】	
種別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 15 年度（平成 19 年度変更）
策定主体	静岡県・愛知県
対象区域	静岡県：湖西市・浜松市・磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・御前崎市 愛知県：豊橋市・田原市
目的	平成 11 年に海岸法が改正され、これまでの「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備や保全」と「公衆の海岸の適正な利用」を図り、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸の保全を推進することになり、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定した。
概要	遠州灘沿岸の姿として雄大な自然景観、海が育んだ伝承や文化・多くの人々が自然とふれあう開放的な海辺空間・砂浜、砂丘、海食崖、海岸林等の優れた自然の防災機能・希少な野生動植物など多様な生物が生息・生育する場としており、遠州灘沿岸のあり方として、今後も自然の恵みを受けつつ、さらに後世に継承していくために、砂浜、砂丘・海食崖、海岸林といった、遠州灘の特色である貴重な海岸地形を保全していくこととしており、「遠州灘の雄大で変化に富んだ景観と特色のある自然を守り、海を畏れ、愛する心を育む文化を継承する海岸づくり」を基本方向として計画を策定している。
連携機関	沿岸市町・関係団体・住民等
参 照	☒ URL（ http://doboku.pref.shizuoka.jp/kawa/seaplan/top.htm ） ☐ 参考文献

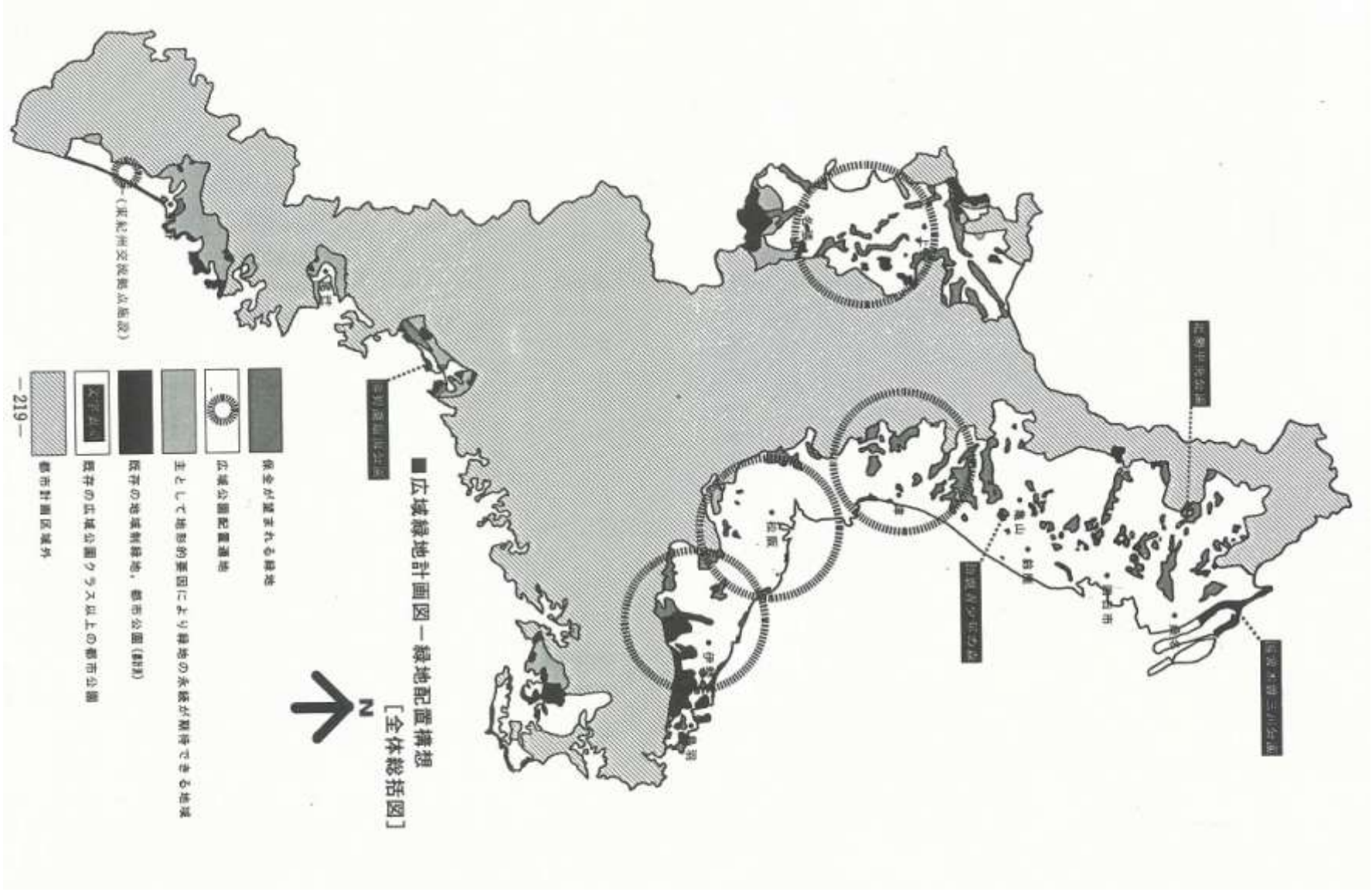
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	● 海岸の保全の方向に関する事項（海岸環境の整備及び保全に関する事項） 沿岸域における自然環境が、質・量ともに生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取組んでいくものとします。 （１）広域的・総合的な取組み ・一体的・計画的な事業の推進 （２）良好な生物・生息環境の保全・復元 ・良好な自然環境の保全・復元 ・生物の生息環境に配慮した海岸整備の推進 ・水質・底質の改善 （３）海岸景観の保全・復元 ・自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元 ・景観に配慮した海岸保全施設の整備 （４）自然と沿岸住民の共生 ・自然保護活動の推進 ・沿岸域の文化の保存・継承・創造
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度（平成 20 年度変更）	
策定主体	愛知県・三重県	
対象区域	愛知県：田原市・豊橋市・豊川市・蒲郡市・幡豆町・吉良町・一色町・西尾市・碧南市・高浜市・刈谷市・東浦町・半田市・武豊町・南知多町・美浜町・常滑市・知多市・東海市・名古屋市中区・飛島村・弥富市 三重県：木曽岬町・桑名市・川越町・四日市市・鈴鹿市・津市・松阪市・明和町・伊勢市	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ● ブロックごとの海岸保全の施策 三河湾：干潟・砂浜の保全・復元、湾内の水底質改善等 衣浦港：狭水域の環境改善、人工海岸の緑化等 名古屋港・常滑港：干潟の保全 砂浜・松林の保全、復元等 桑名・四日市：干潟・砂浜の保全・復元、環境保全活動の推進等 渥美：砂浜の保全・復元・生物生息環境の保全等 蒲郡・幡豆：干潟・藻場の保全・復元・生物生息環境の保全等 知多：砂浜・松林の保全・復元・生物生息環境の保全等 鈴鹿・津：干潟・砂浜の保全・復元等 松阪・伊勢：干潟・砂浜の保全・復元・美しい海岸景観の保全等
目的	平成 11 年に海岸法が改正され、これまでの「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備や保全」と「公衆の海岸の適正な利用」を図り、地域の意向を十分に配慮した総合的な海岸の保全を推進することになり、国の定めた海岸保全基本方針に沿って、都道府県が海岸保全基本計画を策定した。 愛知県・三重県では三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理と利用を図るものとしている。	
概要	沿岸保全における「防護」「環境」「利用」の調和した沿岸域の創造のための取組み方について以下の内容を定め、計画を策定している。	
	● 沿岸保全における取組み方 ・内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生 ・これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開 ・沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み ・住民・企業・団体等との協働・連携	
連携機関	関係行政機関・関係市町村・地域住民・NPO	
参 照	■ URL（愛知県： http://www.pref.aichi.jp/kasen/kaigan/kaigan_keikaku/hozenkihonkeikaku/index.htm 三重県 http://www.pref.mie.jp/D1KENDO/guide/04/ka-keikaku/index.htm ） ☐ 参考文献	

静岡県広域緑地計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	■広域緑地計画 □緑の基本計画 □河川整備基本方針・河川整備計画 □港湾計画 □その他	環境保全系統別緑地配置方針の1つとして以下の内容を定めている。 ●優れた自然環境を構成する緑地 それぞれの地域で貴重な動植物を内包する緑地や、湧水、池沼、湿原等、その自然生態系を含め、優れた自然環境を構成する緑地がある。これらの適切な保全措置を講ずるとともに、多様な生物の生息環境の維持・拡大に資する緑地の保全・創出を図る。 また、これにあわせ、自然とのふれあいの拠点となる公園の確保、並びにこれらを結びつける緑地の配置を図る。
空間種別	■広域（流域・県単位） □中域（市町村単位） □狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成7年度	
策定主体	静岡県	
対象区域	静岡県都市計画区域全域	
目 的	「緑のマスタープラン策定に関する今後の方針について（昭和 56 年 6 月 9 日・建設省都市局都市計画課長通達）」に基づき、広域的観点から配置されるべき緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画等を定めたもの。 また、本計画は、静岡県新世紀創造計画に示される「快適で安全な県土を築くための魅力ある環境づくり」及び静岡県緑のマスタープラン基本方針に示される「ふるさと みどり ふじ みずべ」のコンセプトを受けた本県の都市地域における緑の保全と創造のための基本計画であり、本県における広域的な緑地の配置方針及び都市緑化の総合的、計画的推進に資することを目的とする。	
概 要	県土の現況把握を行い、緑地の解析と計画課題をまとめた上で、緑の機能別に以下の緑地配置方針として計画を策定している。	
	●緑地配置方針 ・自然に親しむ環境形成（環境保全） ・県民レクリエーション・交流活性化への寄与（レクリエーション） ・安全な都市生活への貢献（防災） ・景観の向上と地域のイメージアップ（景観）	
連携機関	行政	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●優れた自然環境を構成する緑地及びその方針 ・愛鷹山山麓、小笠山丘陵等、野生生物の生息環境を構成する緑地の保全 ・柿田川、桶ヶ谷沼等の貴重な自然生態系を構成し象徴する水辺緑地の保全 ・上記の環境の保護・保全により自然学習等の拠点となる公園緑地の配置
参 照	□URL ■参考文献（静岡県広域緑地計画）	



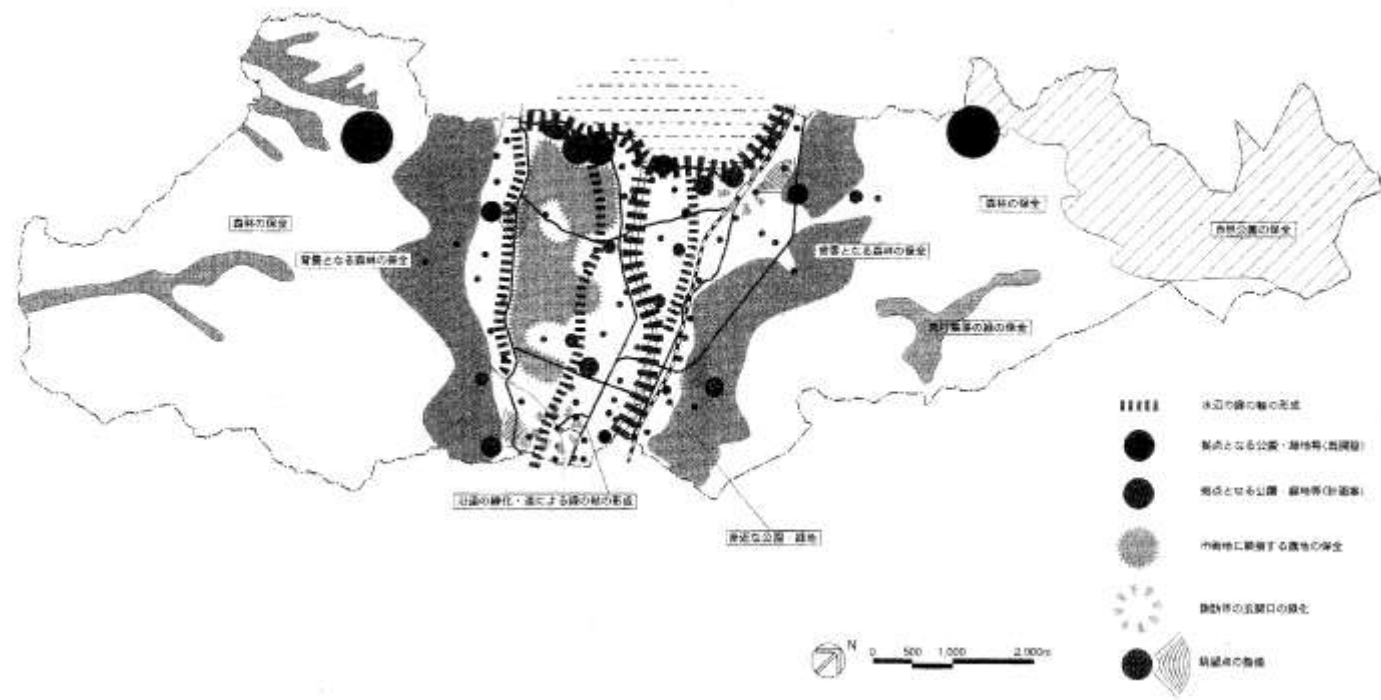
三重県広域緑地計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☒ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●計画コンセプト ①エコロジーコリドーの保全 都市と自然をむすび、都市に自然を導入し、都市環境の質を高める。 ②水系による環境保全 水系上流部の環境保全を重視することにより、下流部の都市環境と海洋環境を良好なものとする。 ③都市の風土保全 都市環境の形成に大きな影響を及ぼす、市街地近隣に立地する里山等の自然的要素の保全を重視することにより、都市の風土（風致・景観）を良好なものとする。 ④重要な（身近な）自然環境の保全 都市の内部あるいはその近郊に立地し、都市住民が日常生活の中でふれあうことが可能な自然環境（生物環境や自然環境）の重要性を認識し、その保全を重視する。これにより、都市環境を質的な観点（たとえば教育的な観点）から良好なものとする。 ⑤自然・文化（歴史）を生かした交流拠点の創造 魅力的な自然資源や文化・歴史資源の所在する場所に交流拠点（都市公園等）を配置することにより、施設内容だけでなく、その場所の特性によって魅力を形成し得る新たなタイプのレクリエーションの場を創造する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成9年度	
策定主体	三重県	
対象区域	三重県全域	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 以下の地区の広域都市計画区域について、エコロジーコリドーとして保全が望まれる緑地として定められている。 桑名地区・四日市地区・鈴鹿地区・津地区・松阪地区・伊勢志摩地区・伊賀地区
目 的	都市計画区域内にある市町村においては、「緑の基本計画」として総合的な観点から都市の緑に関わる計画を策定する必要があることから、各市町村が「緑の基本計画」を策定するにあたって、緑地の保全・創出に関する指針となる「三重県広域緑地計画」を県土レベルの広域的観点から策定した。	
概 要	三重県は、本格的な山岳地域、風光明媚なリアス式海岸地域、大都市と接することなく流れる大河川など、大きなポテンシャルを有する自然資源が豊富に残されている。本計画は、大自然と結ばれた自立都市分散型県土の構築を基本理念、里山と水系に支えられた生態環境都市の創造をテーマとし、土地利用構想の策定、緑地配置構想の策定手法の検討、広域都市計画区域別の調査と解析・評価をした上で緑地配置構想の策定を行ったものである。さらに適用施策のイメージ、緑の量に関する数値的検証を行い、最後に今後の課題をとりまとめた。	
連携機関	行政・県民・企業	
参 照	☐ URL ☒ 参考文献（三重県広域緑地計画）	

※「三重県広域緑地計画」については、現在改定中（平成22年度策定予定）である。



諏訪市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●水とともに暮らすうるおいのまちづくり 諏訪湖と諏訪湖へ注ぐ上川などの多くの河川や水路を活用して緑化を進め、水辺の生態系としての機能や、遊び場、ふれあい空間としての機能などの様々な機能が効果的に発揮されるように、点在する緑を結び付けることが重要である。 このようにして市内各所で市民が水と緑に親しめる空間を創造し、水と緑のネットワークを形成することにより、水とともに暮らすうるおいのあるまちを形成することができる。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成9年度	
策定主体	諏訪市（長野県）	
対象区域	諏訪市全域	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 諏訪市は、諏訪市らしい緑を守り育てる・水と緑を活かした快適環境の創造・市民みんなで緑をつくることを基本理念として、緑の将来像のテーマである「緑が育むやさしいまち、湖畔に映えるまち・諏訪」の実現を目指している。	
概 要	緑の将来像を実現させるために、以下の5つの基本方針を設定し計画を策定している。	
	①諏訪市を特徴付ける緑の保全・育成 ②緑に育まれたまちづくり ③快適で彩り豊かな緑のまちづくり ④水とともに暮らすうるおいのまちづくり ⑤住民参加の緑づくり	
連携機関	市民	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ● 主な施策 ・ 諏訪湖の水辺の緑の復元と緑化 ・ 河川や水路の緑化 ・ 水辺とのふれあいの場の整備 ・ 水辺の管理推進
参 照	☒ URL（ http://www.city.suwa.lg.jp/web/kikaku/suwakeikaku/data/10_midorinokihon.pdf ） ☐ 参考文献	

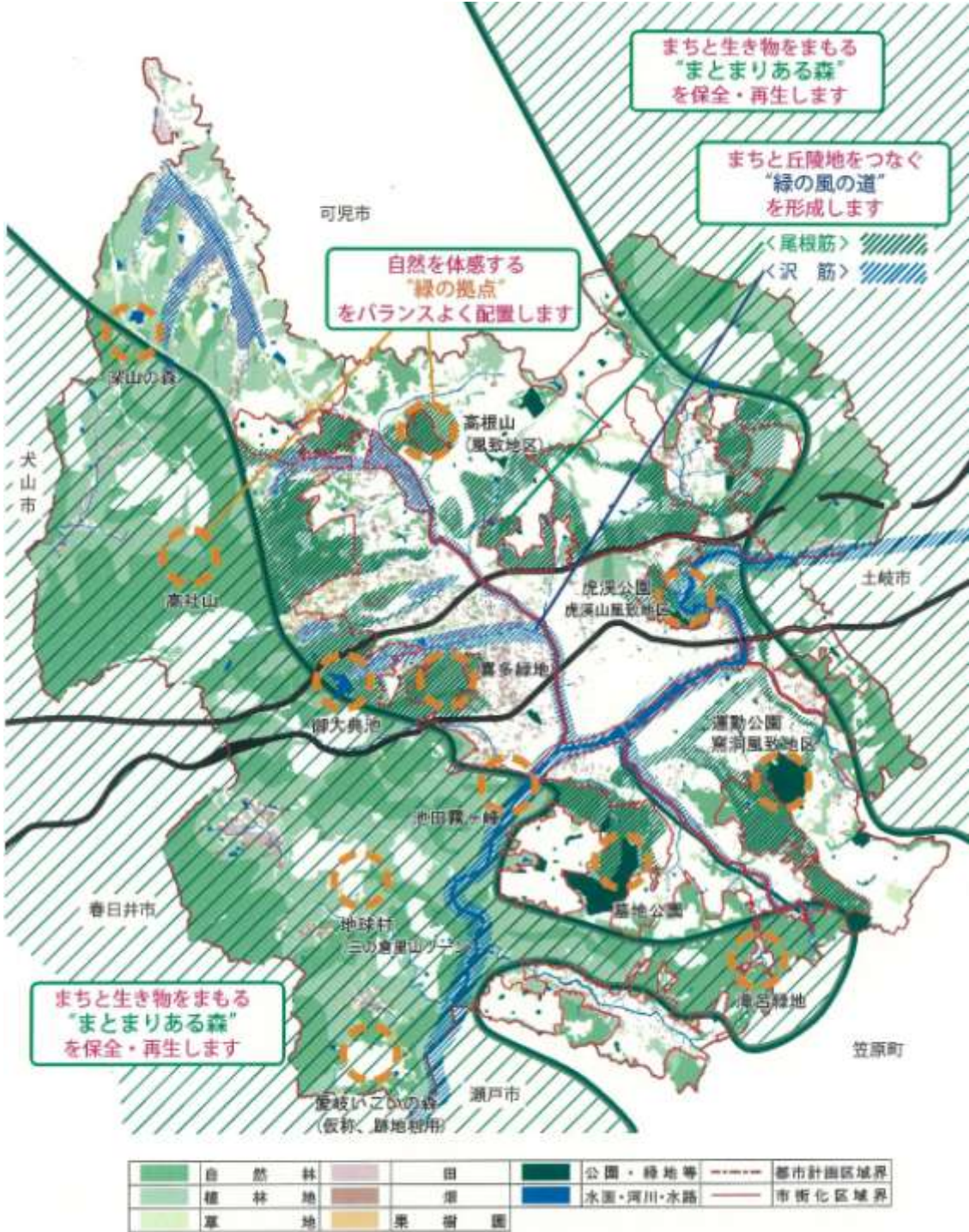
諏訪市 緑の将来像図



岐阜市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●緑のネットワークの配置方針 緑のネットワークは、都市公園等を相互に連絡することにより、 各々のレクリエーション利用効果を高めることを主目的に配置する。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成7年度(改訂中)	
策定主体	岐阜市（岐阜県）	
対象区域	岐阜市全域（旧岐阜市域）	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 岐阜市は、長良川の清流と金華山や市街地を取り囲む山々の緑など豊かな自然環境の保全・活用を図りながら、市街地の緑を増進することにより、公園都市をイメージさせる快適で安全な都市空間の形成を目指し、「清流と深緑の山々につつまれ、緑とともに暮らす公園都市・岐阜」をテーマに、緑の保全・整備を展開する。	
概 要	緑地の保全・整備、及び都市緑化の基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 特記なし
	●緑地の保全・整備、及び都市緑化の基本方針 ・みどりにつまれたまちづくり ・水とふれあいを高めるまちづくり ・個性あふれた環境づくり ・利用機能的緑地の確保 ・市全域にわたる緑のネットワークの形成	
連携機関		
参 照	☐ URL ☒ 参考文献（岐阜市緑の基本計画）	



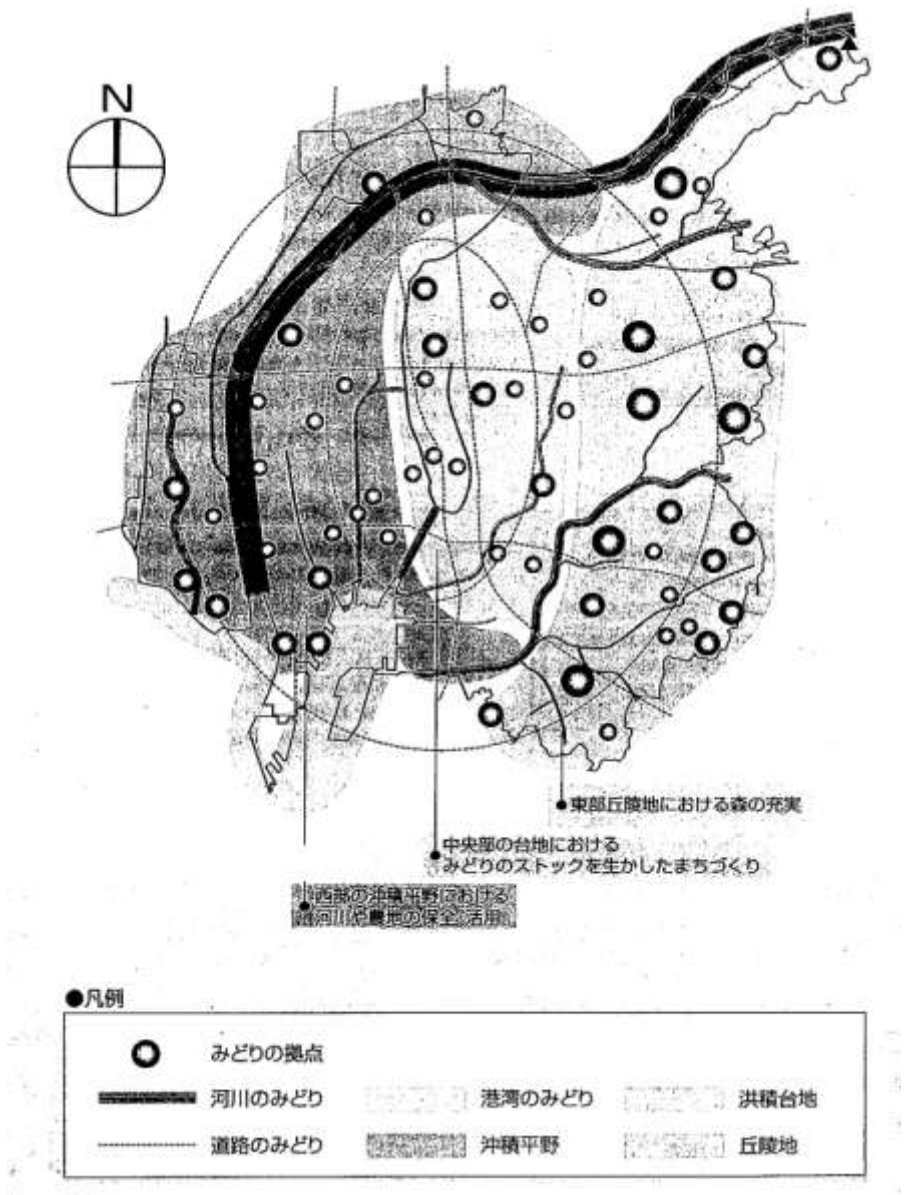
多治見緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●豊かな自然を体感できる暮らしを求めます。 ・市街地に隣接する樹林地を的確に保全し活用していきます ふるさとの風景を醸し出す市街地内の段丘斜面や丘陵地・山稜の緑を的確に保全するとともに、自然とふれあう場として活用します。 ・多様な生物相を有する環境を維持します 湿地や溜池、水田などでの多様な生き物や植物が生息・生育している環境を維持するため。影響するエリアを積極的に保全します。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	多治見市（岐阜県）	
対象区域	多治見市全域	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 多治見市における「緑の基本計画」は重点施策の一翼を担う「緑」にかかわる計画として、市民と行政との協働で推進する施策の基本的な枠組みを検討したものとなっている。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ・ まとまりある森の保全に向けての新たな法規制の検討 市街地に隣接・近接し、優れた風致や景観及び多様な動植物の生息・生育地としての環境を有している緑地や水辺のなかで、的確な保全の必要性が高い区域において、有効な保全制度の適用を検討します。土地の買入れを前提とした管理計画と調整を図り、緑地保全地区、自然環境保全地域などの緑の永続性を高めるための法的規制導入の可能性と、保全配慮地区設定の取組みも検討していきます。
概 要	「ふるさとのみどり」とともに暮らすまち。多治見 を本計画のテーマとし、基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。	
	●基本方針 ① 身近な緑に囲まれる暮らしを求めます。 ② 豊かな自然を体感できる暮らしを求めます。 ③ 豊かな里山の緑を求めます。 ④ 心豊かな緑の文化の向上を求めます。	
連携機関	市民・事業者・行政	
参 照	☒ URL （ http://www.city.tajimi.gifu.jp/toshi/midori/midori.htm） ☐ 参考文献	



浜松市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	● 緑でアピールする 水と緑のネットワークの形成 (1) 水と緑のネットワークの形成・拡大 緑の豊かさや地域の魅力をわかりやすく示すために、緑の骨組みをしっかりとした構成・配置となるよう強化し市域の隅々まで拡げます。そして、緑や地域資源等とふれあいやすいように、「水と緑のネットワークの形成拡大を図ります」。 「水と緑のネットワーク」の形成により、市民にも来訪者にも、緑の豊かさや魅力的なまちの個性をアピールできるようになること、特に市民に定住の場としての愛着が育つことを目指します。 (2) 水と緑のネットワークのアピールと活用促進 「水と緑のネットワーク」の“骨格”は浜松市の環境の基盤であり、“軸線”は魅力的な資源を結ぶ緑道網となります。これらは地域の人々に使い込まれることによって、より一層魅力的になっていきます。また、来訪者にわかりやすく紹介することによって、浜松の魅力をアピールすることができます。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成12年度（改訂中）	
策定主体	浜松市（静岡県）	
対象区域	浜松市全域（旧浜松市）	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 浜松市は、緑の基本計画を今後進める緑の取り組みの「羅針盤」とすることとしている。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 特記なし
概 要	基本方針として以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●基本方針 ・緑を守る 浜松らしさを表わす水と緑の環境を保全し、次代へと敬称指定いきます。 ・公園をつくる 環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など、様々な機能・効用を発揮する公園緑地の適正配置、整備拡充を図ります。 ・緑化を進める 緑化に取組み、まちいっぱい花と緑を拡げます。 ・緑に親しむ 市民・事業者・行政のパートナーシップの確立を図り、花と緑のまちづくりを進めます。 ・緑でアピールする 浜松らしさをアピールする花と緑を育て、緑のまちづくりをリードします。	
連携機関	行政・市民・事業者	
参 照	☒ URL（ http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/enjoy/park/greenquintet/index.htm ） ☐ 参考文献	



名古屋市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	●骨格的なみどりをつくる ・花・水・緑がつながる都市づくり 環境問題に対する人々の関心が高まり、より一層生態系に配慮した環境にやさしいまちづくりを進めることが必要とされています。市域全体に花・水・緑の空間を広げてネットワーク化を図り、自然と共生する都市を目指すことが大切となっています。 市街地の高密度化が進んでいる中、道路、河川、港湾などの都市基盤を有効活用し点在する公園・緑地や民有地における緑化空間を結ぶみどりの軸をつくっていくことが期待されます。 これらのつながりは、生物の多様性確保や気候調節といった都市環境の改善機能を始めとして、防災性の向上、個性ある地域景観の創出、市民の休養・散策等レクリエーション活動の場の提供などに役立ち、市民生活をみどりで支え、人々の心にうるおいと安らぎを与えるネットワークとなります。 周辺の緑化空間や地域ぐるみの緑化活動などとの連携を図りながら、道路、河川、港湾における花・水・緑の空間の充実に努め、みどりのネットワークを広げていきます。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成12年度	
策定主体	名古屋市（愛知県）	
対象区域	名古屋市全域	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 名古屋市は、市域全体にわたって名古屋のみどりを保全・創出する総合的な計画として取りまとめ「快適空間都市～花・水・緑なごや～」の実現を目指している。	
概 要	計画の基本方針として、以下の内容を定めている。 ・ 骨格的なみどりをつくる 名古屋城や熱田神宮などまちの歴史を伝えるみどりを始め、東部丘陵における樹林地、西部の庄内川沿いの河川敷緑地やその周辺の農地等のままとりのあるみどりが残されています。これらのみどりは、私たちのまち名古屋を特色づけると同時に、人々の生活と様々な形でかかわりながらまち全体を支えるみどりとして重要な役割を担っています。また、これらのみどりの拠点をつなぐ役割を果たす緑道や街路樹等の道路空間、河川空間などの帯状のみどりは、快適な散策路や災害時の避難路、延焼防止帯としての機能を果たし、生物の生息・移動空間としても大切なものとなります。 歴史的なみどりを守り育て、公園・緑地などのみどりの拠点を整備し、これらをつなぐ花・水・緑のネットワークを形成することにより、安心、快適なみどりに支えられた暮らしの実現をめざします。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●花・水・緑がつながる都市づくり ① すこやか街路樹による緑化の推進 ② 花・水・緑の散歩道 緑道の整備 ③ 豊かさ育むみちづくりの展開 ④ うるおいある水辺環境の創出 ⑤ 環境と共生し親しまれる港づくりの推進
	連携機関	
参 照	☐ URL ☒ 参考文献（名古屋市緑の基本計画）	



岡崎市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	基本目標・基本方針の1つとして以下の内容を定めている。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	【基本目標】 ●緑と水辺のネットワークの形成 豊かな緑の空間づくりのため、公園や緑地などの緑の核を河川、緑道などの緑の軸で連絡し、ネットワークをつくる。
策定年度	平成11年度（改訂中）	
策定主体	岡崎市（愛知県）	
対象区域	岡崎市全域	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 岡崎市は、自然と共生の中で、豊かな自然の営みとともに育まれる豊かで満ち足りた生活環境の創出による誇りと心の安らぎの持てるまちを次の世代に伝えていくために「豊かな自然と緑が奏でるゆとりと潤いのまち おかざき」の実現を目指している。	
概 要	基本目標・基本方針として以下の内容を定め計画を策定している。	
	●基本目標・基本方針 ・緑と水辺のネットワークの形成 ・地域性あふれる多様な緑地空間の形成 ・環境保全機能を生かした緑の基盤の形成 ・潤いと安らぎのある快適な緑地空間の形成 ・自然との共生による緑の文化都市の形成	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●総合的な緑地の配置及び都市緑化の計画（水と緑のネットワークの形成） 面的な緑や核となる緑を、河川や道路の街路樹、緑道等の軸となる緑や線的緑地等により、水と緑の有機的なネットワークの形成ができるように配置を図る。
連携機関	市民・事業者・行政	
参 照	☐ URL ☒ 参考文献（岡崎市緑の基本計画）	



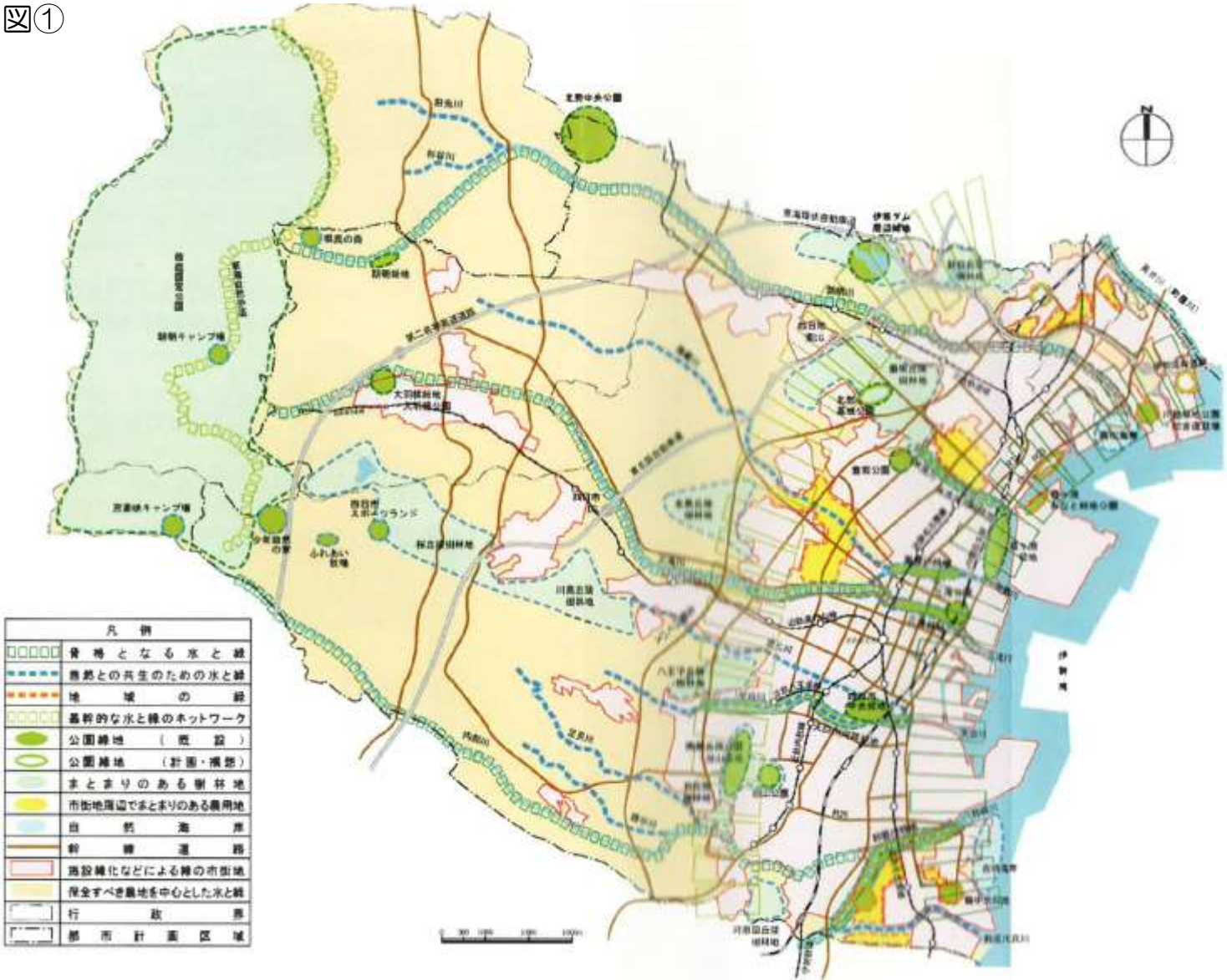
豊田市緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	基本方針・施策の方向性：つなげる ● 河川の緑化 ・ネットワーク軸としての強化推進 多自然川づくりや都市緑地の指定、河畔林の再生などにより水と緑のネットワークの軸としての機能を高めていきます。 ● 道路の緑化 ・道路の街路樹整備 街路樹を整備することにより緑の軸をつくり、緑の拠点となる公園や河川間をつないでいきます。 ● 緑道の整備 ・緑道の緑化推進 既存の緑道について、適正な管理による樹木の育成を促し、緑化を推進します。 ・水環境整備事業による緑道の整備 安心で親しみのある水辺空間を創出する「水環境整備事業」により緑道整備を進めることで、周辺住民における施設への意識の高揚と快適な生活空間を確保します。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	豊田市（愛知県）	
対象区域	豊田市全域	
目 的	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 豊田市はめざすべき緑の姿を、「水と緑につつまれたものづくり・環境先進都市」として、緑をまもり、ふやし、つなげ、みんなで育てることによって、水と緑のネットワークが形成され、豊かな水と緑と、自動車産業を中心とした経済活動とが調和した、人と自然が共生する都市を目指す。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●緑の骨格形成と、市街化区域における身近な公園・緑地の整備のための重点プロジェクト 緑の環境都市軸・緑の内環・緑の外環・河川環境軸
概 要	基本方針・施策の方向性として以下の内容を定め計画を策定している。 ●基本方針・施策の方向性 ・まもる 都市近郊林と森林の保全・農地の保全・活用・水辺の保全・都市と農山村の交流 ・ふやす 公園づくり・緑化の推進・ ・つなげる 河川の緑化・道路の緑化・緑道の整備 ・みんなで育てる 緑を育てる意識づくり・緑のまちをつくる仕組みづくり	
連携機関	行政・市民・NPO・企業	
参 照	☐ URL ☒ 参考文献（豊田市緑の基本計画）	



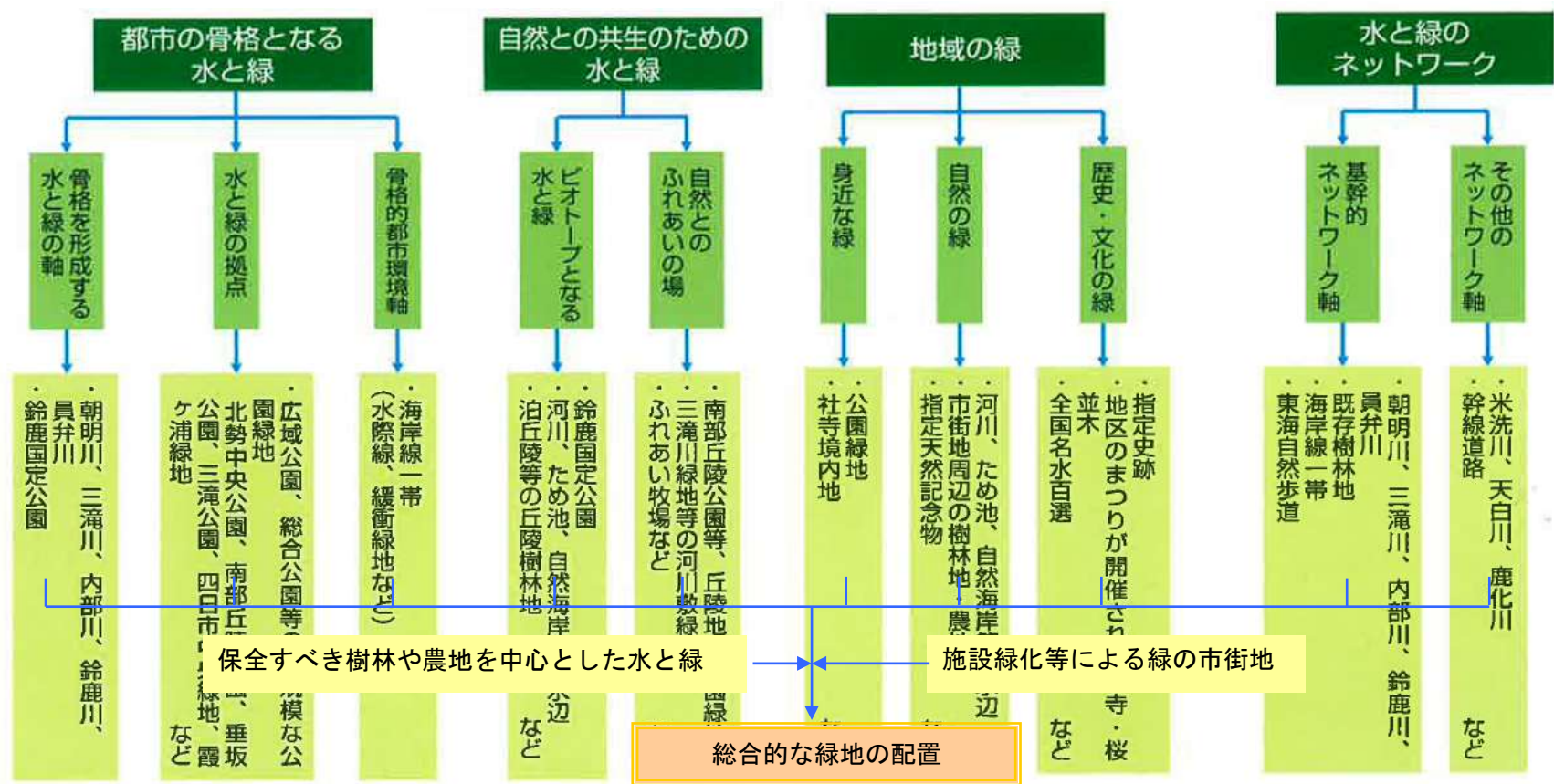
四日市広域緑の基本計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	※別図②参照
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 14 年度	
策定主体	四日市市・菰野町・楠町・朝日町・川越町	
対象区域	四日市市・菰野町・楠町(現：四日市市)・朝日町・川越町の行政区域	
目 的	都市緑地法に基づき、定められた基本計画であり、広域四日市圏の四日市市、菰野町、朝日町、川越町が連携し、住民と行政との協働のもとで緑の保全や創出を総合的かつ計画的に推進していくためのものである。 また、同計画は都市計画マスタープラン等の上位計画の緑に関する方針に基づき、具体的な緑の将来像、目標を設定し、その実現施策を定めたものである。	
概 要	●水と緑の施策方針 ・水と緑を守る、育てる、活かす ・公園緑地をつくる、見直す。 ・緑の帯をつくる（水と緑のネットワークづくり） ・まちの緑をふやす ・水と緑を知る、広める 上記施策方針に基づき、具体的な緑の将来像・確保目標を設定している。 ●緑の確保目標 ・都市計画区域における緑地割合 46.2%(2000 年)⇒46.5%(2020 年) ・市街化区域における緑地割合 8.2%(2000 年)⇒8.6%(2020 年) ・都市公園の住民 1 人あたりの面積 8.1 ㎡/人(2000 年)⇒10.4 ㎡/人(2020 年) ・都市公園等の住民 1 人あたりの面積 15.9 ㎡/人(2000 年)⇒18.2 ㎡/人(2020 年) ●緑の将来像 ※別図①参照	
連携機関	住民・企業・行政	
参 照	■参考文献（四日市広域緑の基本計画） ■URL http://www.city.yokkaichi.mie.jp/city-planning/midori/AllTopPage.htm	

【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
（四日市市における施策） ●水と緑を守り育てる ・市街地外延部の丘陵地の保全（セブンヒルズ構想）施策として市民緑地制度の活用 ・市街地周辺を中心に、市民の憩いの場として活用できるように親水空間や遊歩道の整備を進める。 ・河川改修時には、多様な自然生態系が回復するよう、護岸部への覆土、植生の復元を行ったり、水の流れに変化を持たせるなど、多自然型の川づくりを進める。 ●水と緑を増やす ・河川改修にあわせて河川敷緑地を整備 ・市街地内の幹線道路整備における街路樹等の整備

緑の将来像 別図①



エコ・ネット形成に関連した方針等 別図②



あいち水循環再生基本構想		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●水が育む多様な生態系 水辺の動植物はそれぞれに適した水環境で生息・生育しており、地域に特有の多様な生態系を形づくっています。 そして、干潟の貝類等が水質を浄化するように、川や海などにおける多様な生態系は、動植物が持っている水質浄化機能により、健全な水循環を支えています。 そこで、水循環の視点に立ち、地域の固有種をはじめとする多くの動植物を守り育てるとともに、それらが生息・生育できる水辺環境を保全・再生し、多様な生態系を実現します。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 17 年度	
策定主体	愛知県	
対象区域	愛知県全域	
目 的	流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の 4 つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定した。	
概 要	めざす姿として以下の内容を定め、計画を策定している。	
	●めざす姿 水循環の 4 つの機能のそれぞれについて、再生に向けての「めざす姿」を設定し、これらの「めざす姿の実現を通して、構想の目標である「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」をめざします。 具体的には、水質の浄化に対して「安心して利用できるきれいな水」、水量の確保に対して「暮らしを支えて流れる豊かな水」、多様な生態系の維持に対して「水が育む多様な生態系」、水辺の保全に対して「人と水とがふれあう水辺」の 4 つの姿を、構想の「めざす姿」として設定します。	
	県民・事業者・民間団体・行政	
参 照	☒ URL（ http://kankyojoho.pref.aichi.jp/mizujunkan/kihonkousou/13download.html ） ☐ 参考文献	

あいち水循環再生基本構想		尾張地域水循環再生行動計画
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●水が育む多様な生態系 河川や水路、ため池などの水辺には、多様な野生動植物が生息・生育しており、その地域の特有の多様な生態系を形づくっています。 こうした、水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していくが必要です。 河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生息・生育環境等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。 山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して自然環境や生態系の保全に配慮していきます。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成19年度	
策定主体	愛知県・尾張地域水循環再生地域協議会	
対象区域	愛知県尾張地域	
目 的	流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定した。この構想の実現にあたり、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して運営する地域協議会において尾張地域の実情に沿った具体的な課題や目標、取組等を尾張地域水循環再生行動計画として策定し、流域の上流から下流までが一体となって水循環再生の取組を推進することを目的とする。	
概 要	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しています。	
連携機関	県民・事業者・民間団体・行政	
参 照	☒ URL（ http://kankyojoho.pref.aichi.jp/mizujunkan/chiki/owari5.html ） ☐ 参考文献	

あいち水循環再生基本構想　西三河水循環再生地域行動計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種　　別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●水が育む多様な生態系 水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していく必要があります。 干潟・浅場では、アサリなど多様な生物の生息・生育の場となっていますが、三河湾では沿岸部の開発により干潟・浅場が減少してきました。 このような海域環境を改善するため、国と愛知県が連携し、平成11年度から16年度に中山水道の浚渫砂を利用して620haに及ぶ干潟・浅場の再生や覆砂事業が実施されました。引き続き海域環境の改善が必要ですので、「海域環境創造事業」（シーブルー事業）により、良好な海域環境の形成に努めます。 また、河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生育・生息等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。 山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して自然環境や生態系に配慮していきます。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成19年度	
策定主体	愛知県・西三河地域水循環再生地域協議会	
対象区域	愛知県西三河地域	
目　　的	流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定した。この構想の実現にあたり、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して運営する地域協議会において西三河地域の实情に沿った具体的な課題や目標、取組等を西三河地域水循環再生行動計画として策定し、流域の上流から下流までが一体となって水循環再生の取組を推進することを目的とする。	
概　　要	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しています。	
連携機関	県民・事業者・民間団体・行政	
参　　照	☒ URL（ http://kankyojoho.pref.aichi.jp/mizujunkan/chiki/nisimikawa5.html ） ☐ 参考文献	

あいち水循環再生基本構想 東三河地域水循環再生行動計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●水が育む多様な生態系 水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していく必要があります。 干潟・浅場では、アサリなど多様な生物の生息・生育の場となっていますが、三河湾では沿岸部の開発により干潟・浅場が減少してきました。 このような海域環境を改善するため、国と愛知県が連携し、平成 11 年度から 16 年度に中山水道の浚渫砂を利用して 620ha に及ぶ干潟・浅場の再生や覆砂事業が実施されました。引き続き海域環境の改善が必要ですので、「海域環境創造事業」（シーブルー事業）により、良好な海域環境の形成に努めます。 また、河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生育・生息等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。 山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して自然環境や生態系に配慮していきます。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	愛知県・西三河地域水循環再生協議会	
対象区域	愛知県東三河地域	
目 的	流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の 4 つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定した。この構想の実現にあたり、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して運営する地域協議会において東三河地域の实情に沿った具体的な課題や目標、取組等を東三河地域水循環再生行動計画として策定し、流域の上流から下流までが一体となって水循環再生の取組を推進することを目的とする。	
概 要	地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。 主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しています。	
連携機関	県民・事業者・民間団体・行政	
参 照	☒ URL（ http://kankyojoho.pref.aichi.jp/mizujunkan/chiki/higasimikawa.html ） ☐ 参考文献	

各務原市水と緑の回廊計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☒ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☐ その他	● まちの回廊 身近な公園、季節を彩る街路樹の整備、公共施設の緑化、住宅や工場等の緑化、地域の歴史を伝える社寺の緑の保全など、緑の拠点をネットワーク化させて、美しい「まちの回廊」を市民と行政が協力して育てていきます。 ● 川の回廊 河川を本市の水循環の核として保全するとともに、多様な生物が生息し、自然とのふれあいの場となる豊かな緑の帯をつくり出します。また、木曽川の自然・歴史文化を活かして、川と緑と一体となったまちをつくり出します。 ● 森の回廊 市民の参加により里山の自然を維持し、大きなまとまりある本市の緑の財産として保全・管理していきます。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 12 年度（平成 18 年度改訂）	
策定主体	各務原市（岐阜県）	
対象区域	各務原市全域	
目 的	都市緑化法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。 各務原市水と緑の回廊計画は、多様なはたらきを持つ緑を、都市の中に調和ある形で保全・整備・育成し、市民が生活の豊かさを実感するとともに、水と緑に恵まれた美しいまちづくりを目指すための基本計画である。	
概 要	水と緑に恵まれた美しいまちの実現に向けて、以下のような目標と基本方針を定め、計画を策定している。 ● 目標と基本方針 ・歩くことの楽しい安全で美しいまちへ 暮らしの中で、自然と郷土の歴史文化に親しみ、歩いて楽しく、安全で美しい回廊づくりを行います。 ・山と川の豊かな自然を暮らしの中へ まちの中に豊かな水と緑の環境を創造するビジョンを市民・企業・行政が共有し、都市と自然が手を結ぶ 21 世紀のライフスタイルの実現を目指します。 ・生命を育む共生都市へ 森、川、池、公園、並木等の水と緑を育みながら、まちの骨格となる水と緑の回廊と、暮らしを彩る身近な緑を創出し、自然と共生する豊かなまちを目指します。	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
		● 施策の体系（水と緑の回廊の充実） ・道路（道路の緑化・ポケットスペースの緑化） ・遊歩道（遊歩道の整備） ・河川（多自然型川づくり・河川の緑化 水路の緑化）
連携機関	市民・企業・行政	
参 照	☒ URL（ http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/machi/mizutomidori/hajime.html ） ☐ 参考文献	

東郷町グリーンベルト構想		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	● 水と緑と生物にふれあえる拠点づくり グリーンベルトはその全部が貴重な財産ですが、その中でも生態系のシンボルとなるような場所があったら、もっと魅力的な空間になるのではないのでしょうか。 そこで、愛知池周辺、境川緑地公園周辺、交通児童遊園周辺をグリーンベルトの拠点として、人と自然がいろんな形でふれあえる魅力的な空間づくりを目指すことを提案します。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 13 年度	
策定主体	東郷町（愛知県）	
対象区域	「境川」、「前川」、「愛知池」周辺の自然	
目 的	東郷町の第 4 次総合計画の重点プロジェクトに掲げられた「緑・水・鳥・そして人が集う空間」の実現を目的として策定された計画。	
概 要	「緑・水・鳥・そして人が集う空間」の実現を目的として、自然・人・話題ごとにテーマ及び目標を定め、計画を策定している。 ● テーマ及び目標 ・自然（生命みなぎるすばらしき流れ） 田園風景と人・魚・鳥の共生する空間・魚が棲む川作り・生きものの生活を尊重し親しむ空間・自然を活かしためりはりのある整備、維持管理・風土に根づいた緑の空間 ・人（生きものとのふれあい） いつでも誰でもいける、使える空間・コミュニケーションが育まれる空間・子供が集える楽しく安全な空間・環境を考え、学ぶ空間・ゆっくり憩い、楽しめる空間・健康づくりのための空間・自然とふれあう身近な空間 ・話題（話題性の発信） 自然を生かしたまちおこし・他のまちにはない空間・都会では味わえない空間	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】
		● モデル計画 ・多自然型川辺づくり計画 ・愛知池湧水を水源とするビオトープづくり計画 ● 実施事業 ・自然観察会の開催 ・ドッグランの設置及び運営 ・前川周辺散策 MAP 作成
連携機関	愛知池～境川グリーンベルトを考える会、 前川散策道整備推進委員会 （NPO）愛知池友の会	
参 照	☒ URL（ http://www.town.togo.aichi.jp/greenbelt/kousou/kousou.htm ） ☐ 参考文献	

たはらエコ・ガーデンシティ構想		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●グリーン・ネットワークプロジェクト 里山・公園・緑地、海岸・干潟・河川・池沼、農地のレクリエーション利用・自然復元、工業用地の緑地、豊川水源地域の森林など、地域にある多様な自然の大切さを認識し、その保全・創造・利用により、大気・水・土壌・自然環境の健全化を図り、豊かで快適な市民生活や産業活動を持続させる「グリーン・ネットワーク」プロジェクトを推進します。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 15 年度(平成 18 年度改訂)	
策定主体	田原市（愛知県）	
対象区域	田原市全域	
目 的	温室効果ガスを 2010 年度までに 10%削減（1990 年度比）することを目標とし 7 つの主要施策による環境共生まちづくりを推進するための構想。	
概 要	環境と共生する豊かで持続可能な地域づくりを基本理念として「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」が策定されている。その計画の具体的な成果目標として、2010 年度の温室効果ガス排出量について、1990 年度比で 10%の削減を目指している。そのための 7 つの主要施策については以下のとおり。 ● 菜の花エコプロジェクト ● 廃棄物リサイクルプロジェクト ● エコ・エネルギー導入プロジェクト ● 省エネルギー推進プロジェクト ● コンパクトシティプロジェクト ● グリーン・ネットワークプロジェクト ● エコ・インダストリープロジェクト	
連携機関	行政・事業者・市民・市民団体	●緑の回廊の形成 公園・緑地・緑道・産業緑地・里山・沿岸林・海岸・干潟・河川・池沼の保全・整備及びネットワーク利用
参 照	■URL (http://www.city.tahara.aichi.jp/city/eco-energy/eco-garden-city2/garden-city.pdf) ☐ 参考文献	

岡崎市水環境創造プラン		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●基本方針 ・（水辺環境について）岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる 豊かな水量、きれいな水の確保とともに生き物が棲みやすい水辺環境の整備及び散策、釣りや水辺遊びなどの人が水辺と親しめる環境の整備を進めます。さらに、岡崎市在来の生き物を保護し、生態系に影響を与える外来種を駆除します。
空間種別	☐ 広域（流域・県単位） ☒ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	岡崎市（愛知県）	
対象区域	岡崎市全域	
目 的	市民、学識経験者、行政等により、環境・治水・利水の面から総合的に見て、身の回りの「水」に関すること（水環境）について、将来のあるべき姿とその実現に向けた取り組みの方向性をとりまとめる。	
概 要	「水環境創造マスタープラン」の検討を行い、岡崎市の水環境について将来の望ましい姿を描き出し、基本方針と水環境目標を設定しました。 その検討結果を受け、「水環境アクションプラン」の検討を行い、計画目標を達成するための対策について具体的に検討を行いました。 これら「マスタープラン」と「アクションプラン」をあわせ、「岡崎市水環境創造プラン」とし、岡崎市の水環境改善をめざした対策を推進していきます。	
連携機関	行政・市民・学識者	●「（水辺環境について）岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」の重点施策 ・水辺の竹害駆除 ・農業用水路の上部利用 ・遊歩道の整備の検討 ・外来種駆除のためのイベント、池干し時の魚つかみ取り大会の実施 ・魚の遡上を阻害する構造物の改修 ・多自然川づくりの推進 ・ホタルの保護活動・飼育活動の実施
参 照	■URL（ http://www.city.okazaki.aichi.jp/menu2691.html ） ☐ 参考文献	

伊勢湾再生行動計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	伊勢湾再生の目標を達成するための基本方針 ● 多様な生態系の回復 生物の生息・生育する干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等を行い、多様な生態系と漁業生産の回復を図る。 多様な生態系の回復の取り組み内容として以下の内容が示されている。 ・川 河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ゴミ・流木の回収 ・海 干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 砂浜の保全、再生、創出 漁礁の設置 ゴミ、流木の回収
空間種別	☒ 広域（流域単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 18 年度	
策定主体	伊勢湾再生推進会議（国土交通省中部地方整備局・海上保安庁第四管区海上保安部・内閣官房地域活性化統合事務局・農林水産省東海農政局・林野庁中部森林管理局・水産庁漁港漁場整備部・経済産業省中部経済産業局・環境省中部地方環境事務所・岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市・名古屋港管理組合・四日市港管理組合）	
対象区域	伊勢湾流域圏	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●各機関が実施する主な施策 ・川 流域全体 自然の水辺復活プロジェクト（岐阜県） 宮川流域ルネッサンス事業（三重県） 自然再生事業（国土交通省） ・海 海の恵み育成・啓発推進事業、干潟、浅場造成事業（愛知県） 閉鎖性海域再生のための漁場環境創造事業、閉鎖性海域の多様な生態系の回復に向けた調査・技術開発事業（三重県）
目 的	伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後 10 年間を対象期間とし、この目標達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。	
概 要	伊勢湾再生に向けての目標を以下のように定め、基本方針、推進体制、計画期間、目標達成のための施策、行動計画のフォローアップといった構成で計画を策定している。	
	● スローガン 人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する ● 目標 伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息、生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生	
連携機関	伊勢湾流域圏の産官学・沿岸域及び流域の人々、NPO 等	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/sai_ise/index.html ） ☐ 参考文献	

まんなかビジョン	
【計画の概要】	
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）
策定年度	平成 15 年度（平成 16 年 3 月改訂）
策定主体	国土交通広域連携中部会議フォローアップ会議（国土交通省・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・名古屋市・静岡市・（社）中部経済連合会・長野県商工会議所連合会・岐阜県経済同友会・静岡県商工会議所連合会・愛知県商工会議所連合会・三重県商工会議所連合会）※策定時点の会議構成機関
対象区域	中部地方
目 的	中部地方において、総合的かつ効率的な広域行政を目指し、国民本位、地域本位の地域づくりを実現するために、国、関係県、政令市、地元経済界の共通ビジョンとして対話と協働により策定した。
概 要	本ビジョンでは、今後の個別具体的な計画に対する指針として、概ね10～20年後の中部地方の将来像と地域づくりの目指すべき方向、その実現に向けた具体的な目標を示すとともに、今後5 年程度で重点的に実施する各施策・事業をまとめた「当面取り組む主要なプロジェクト」を掲載している。 ※現在は長野県、静岡市、浜松市を含む国、5 県、3 市、地元経済界で次期ビジョンを検討中
	連 携 機 関
参 照	☒ URL（http://www.cbr.mlit.go.jp/mannaka/index.html） ☐ 参考文献

【エコ・ネット形成に関連した方針等】	
●中部地方全体で等しく達成すべき目標 ・中部の豊かな自然環境、歴史、文化、などを活かした地域づくり、観光振興(地球環境、自然、観光、景観)	
●目標のための目指す地域像 ・美しい山、川、海、里を守り地球にやさしい地域 ・自然や歴史、文化を大切にすることで、多くの人とのふれあいが生まれる地域 ・暮らしの豊かさを誇れる農山漁村地域	

【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】	
●地域像を実現するため当面取り組む主要プロジェクト ・伊勢湾等再生プロジェクト ・エコ中部プロジェクト ・歴史・文化・自然を活かした中部観光交流拡大プロジェクト	

三河湾流域圏再生行動計画		
【計画の概要】		【エコ・ネット形成に関連した方針等】
種 別	☐ 広域緑地計画 ☐ 緑の基本計画 ☐ 河川整備基本方針・河川整備計画 ☐ 港湾計画 ☒ その他	●三河湾流域圏再生の目標を達成するための基本方針 ・多様な生態系の回復 多様な生物の生息・生育する干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等を行い、多様な生態系と漁業資源の回復を図る。 ●陸域における施策の推進 ・水と緑のネットワークの形成 流域圏における上下流交流等の活動を基盤とし、陸域から河川などの水系を経て三河湾に至る三河湾流域圏を対象として、「水と緑と生物等の共生・循環」を図るためのネットワークを形成する。
空間種別	☒ 広域（流域・県単位） ☐ 中域（市町村単位） ☐ 狭域（地区・箇所単位）	
策定年度	平成 19 年度	
策定主体	三河湾流域圏会議（国土交通省・農林水産省・林野庁・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・豊田市矢作川研究所・豊橋市・東三河流域フォーラム・学識経験者）	
対象区域	三河湾流域圏	【エコ・ネット形成に関連した個別施策・事業等】 ●各機関が実施する主な施策 ・森 奥山生態系保全の考え方のとりまとめ ・川・流域 豊川自然再生事業 ・海・沿岸域 干潟浅場造成事業
目 的	三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に活かし、森・川・海との触れ合いへの志向に応え、人と森・川・海との新たな関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成へ向けた取り組みを推進することを目的としている。	
概 要	三河湾流域圏再生に向けての目標を以下のように定め、目標達成のための施策の推進として、推進方針、負荷削減施策の推進、多様な主体による協働・連携、再生のためのモニタリングなどについて計画を策定している。	
	● 目標 継続的に生物多様性が図れるような環境が整備され、同時に生活・産業活動にも配慮された健全な水・物質循環が構築され、しかも、人々に憩いと安らぎを与える「森・川・海」が再生した健全で活力ある三河湾流域圏の形成 ● スローガン 持続的な人と森・川・海の連携により健全で活力ある三河湾流域圏を再生する	
連携機関	国・県・市町村等の公的機関、大学等の学術研究機関、経済界、住民参加・協働を進める市民団体・NPO機関等の関係機関	
参 照	☒ URL（ http://www.cbr.mlit.go.jp/kaigi/mikawawan/index.html ） ☐ 参考文献	